

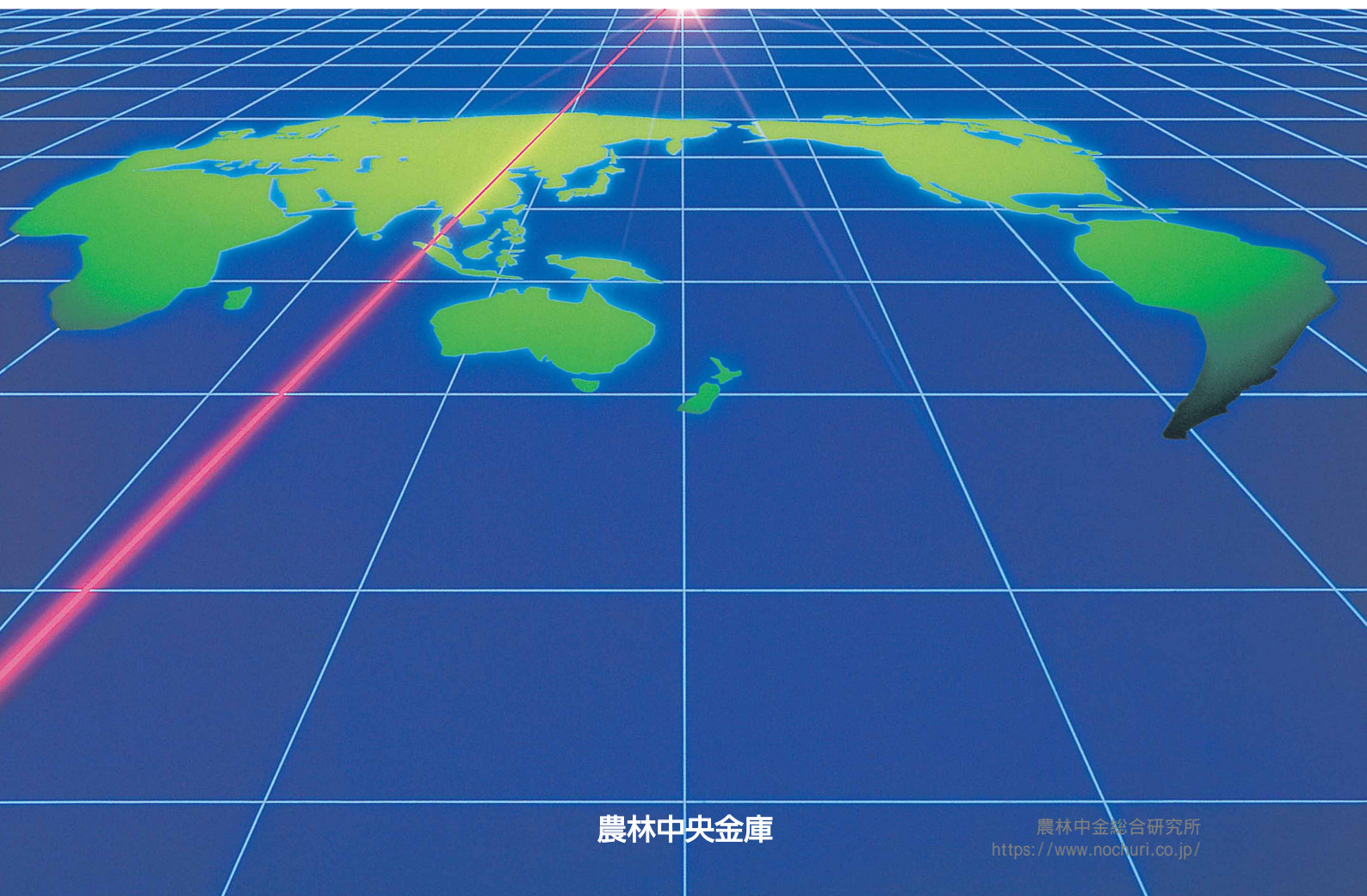
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021 **10** OCTOBER

金融へのアクセスと農協

- 数量的に分析した金融機関の店舗の変化
- 農協における金融包摂の取組み



JA自己改革は新たなステージへ

本年10月29日に第29回JA全国大会が開催され、来年度からの次期3年間のJAグループの運動方針と取組実践方策が決定される。

今回大会は「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を主題としている。「創造的自己改革への挑戦～実践」を主題としていた前々回および前回大会と比べると、今回は農協の内から外に視線を転じ、自らが果たすべき使命を再確認して目標に掲げた印象を受ける。同時に、副題に「不断の自己改革によるさらなる進化」を置き、主題を実現するためにJA自己改革を継続していくことも明確にしている。

今回大会の議案検討においてポイントになったのは、本年6月1日に規制改革推進会議が菅義偉首相に行った答申である。この答申は、16年に施行された改正農協法の5年後の政府による見直しと准組合員の事業利用のあり方の結論となるものとして注目されていた。答申は、農協改革について、准組合員の意思反映も含め「実践サイクル」を構築して自己改革の取組みを継続することをJAグループに求める内容であった。

元来、政府による農協改革は、14年に規制改革会議が安倍前首相に答申した「農業改革に関する意見」が発端である。この時JAグループは、農業の成長産業化を図る政治の大きな流れのなかで、中央会制度の廃止、全農の株式会社化、信用事業の代理店化、准組合員の事業利用への規制導入など農業協同組合の根幹に関わる重大な提起を突き付けられた。その後の改正農協法成立を踏まえ、JAグループは以来5年余にわたり、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を柱とする自己改革の取組みを進めてきた。本年6月1日の答申は、これまでのJA自己改革の取組みが組合員・利用者および世の中に支持されていることが政府に認められたものにほかならない。

一方で、日本の農業・農村と農協を巡る環境は、基幹的農業従事者の大幅な減少が続くなか、自然災害の多発やコロナ禍による地方経済の疲弊など厳しさを増している。また、温暖化対策と生態系保全に向けた世界の潮流や人々の価値観とライフスタイルの変化など歴史的とも言うべき大きな変革に直面している。JAグループがこの環境変化に対応し乗り越えていくうえで、次の3年間の取組みは極めて重要である。

今回大会に付議される取組実践方策は、「多様な次世代の担い手確保」が取組項目の筆頭に挙げられ、全国の農協が目標を設定して農家の事業承継や農外からの新規就農の支援に取り組むこととしている。これは世代交代と労働力不足に直面している日本農業のために、まさにいま役割を発揮すべき最重要課題と言える。

また、「環境負荷の低い営農体系の確立」と「循環型社会への貢献」は今日的に重要な取組項目である。脱炭素化と環境負荷軽減は地球そして地域の未来に向けた社会的要請であり、JAグループとしてこれまで以上に能動的な取組みが求められている。

地域共生社会に向けた「多様な組織との連携強化」も大切な取組項目である。コロナ禍で深刻化している格差や差別などの社会問題は、成長や競争の原理では解決できない。協同の力で地域活性化に取り組んできた農協が、地方自治体や価値観を共有する他の協同組織等との連携を強化して安心して暮らせる社会の構築を共に目指していきたい。

これまで地域の農業と社会を支えてきた全国の農協役職員が、新たな環境変化を踏まえ自己改革を進化させ、組合員とともに持続可能な農業と地域共生の未来づくりに自信を持って取り組んでいくことを期待したい。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる

今月のテーマ

金融へのアクセスと農協

今月の窓

JA自己改革は新たなステージへ

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

実際にアクセスが可能な実店舗数の推計から
数量的に分析した金融機関の店舗の変化

梶間周一郎 — 2

農協の移動店舗とスマートフォン教室
農協における金融包摂の取組み

重頭ユカリ — 15

外国事情

環境危機の時代に求められる地域農業構造
——ドイツ・ブランデンブルク州の農業構造モデルをめぐって——

河原林孝由基

村田 武〈九州大学 名誉教授〉 — 30

情勢

2019年度における農協の経営動向

尾高恵美 — 44

談話室

『論語と算盤』『近江商人の系譜』そしてSDGs

(株) 農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦 — 28

統計資料 — 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

数量的に分析した金融機関の店舗の変化

—実際にアクセスが可能な実店舗数の推計から—

研究員 梶間周一郎

〔要 旨〕

民間の金融機関の店舗数は、2010年代を通してそれほど減少していないように見えるが、店舗内店舗などによる再編が進んだことやネット支店が増加したことで、実店舗は15年から20年の5年間で9.2%減少したと推計される。人口減少が進んだ地域では実店舗数が減少している傾向があり、人口動態と実店舗数の増減には相関関係があるとみられる。より詳しく市区町村別に店舗の配置状況をみると、協同組織金融機関の店舗のみ立地している自治体は18%程度で、うち8%は農協の店舗しかない。日本は先進諸国と比較すると、店舗の数が過剰であると言われている。今後、人口減少やデジタルチャネルの普及により、さらに店舗数が減少することが想定される。そうした状況下で金融サービスへのアクセスが困難になる人への対応も一層重要になると思われる。

目 次

はじめに

1 金融機関店舗数の動向

- (1) 金融機関店舗とは
- (2) 店舗内店舗による再編の状況
- (3) 実店舗数の変化
- (4) 店舗の質的变化
- (5) 金融機関店舗数とオーバーバンキング

2 地域別の金融機関の実店舗数の動向

- (1) 地域別の金融機関の実店舗数の変化
- (2) 人口動態と金融機関店舗

3 農山村における金融機関店舗の動向

- (1) 市区町村別の金融機関店舗の動向
- (2) 農協の店舗の動向
- (3) 金融機関店舗の地域格差

おわりに

はじめに

金融機関の店舗は将来的にその数を減らすと言われている。坂口（2020）によると、全国の手銀行、地方銀行、第二地方銀行の開示資料に示された店舗削減予定数を集計した結果、店舗の削減数は今後数年間で約1,000店舗になる。

金融機関の店舗削減の要因として、人口減少による顧客基盤の縮小、インターネットバンキング・スマートフォン決済等の普及によるネットへのシフト、長引く低金利により金融機関の収益が低下し、合理化が求められていることがあげられる。国立社会保障・人口問題研究所（2018）の推計によると、人口減少は今後一層進展する見通しである。人口減少による顧客基盤の縮小は、貸出金の減少などで金融機関の収益を押し下げる。特に中長期的に人口減少が見込まれる地域では、利用者が減少することから地域金融機関を中心に店舗再編が進むことが予見されている（堀江（2008））。また、金融機関が独占的に担ってきた送金等を安価な手数料で担うフィンテックが台頭し、金融機関もインターネットバンキングを拡充している。例えばスマートフォンから振込みなどができるようになり、店舗を直接訪問する必要がなくなりつつある。インターネットやスマートフォンの普及が進んだ結果、利用者との接点は多様化し、店舗訪問客は減少している。さらに、企業の借入需要の低下や長引く低金利の影響で地域金

融機関の収益が悪化している。そのため利用状況に合わせた店舗再編などの経費削減が必要になり店舗再編の圧力が高まっている。

本稿では、金融機関店舗数の推移を検討し、その動向を地域性に焦点をあてつつ整理することを目的とする。具体的には、金融機関の店舗再編の状況を踏まえつつ、農協も含め地域別、市区町村別に整理し、店舗数の動向を紹介する。

1 金融機関店舗数の動向

(1) 金融機関店舗とは

本稿での金融機関店舗数は、本店、支店、営業所、出張所の数として定義し、店舗外の現金自動預払機（ATM）は含めない。1980年まで金融機関店舗の配置は、監督当局によって、設置場所、設置数、職員数、営業時間が厳しく規制されてきた歴史がある（古江（2005））。店舗設置に対する規制は徐々に緩和され、2002年から店舗設置が認可制から届出制に変更されたことで、金融機関は自由に店舗を設置することが可能になり、越境出店などが目立つようになった。

日本の金融機関の店舗数は、2010年代を通してそれほど減少しなかった（第1表）。全国銀行（都銀、地銀、第二地銀など）の店舗数は、10年に1万3,460店であり20年には1万3,717店と増加している。うち地銀と第二地銀は合併の影響で多少の増減はあるものの、この10年間を通して大きな変化はみられなかった。

第1表 金融機関店舗数の推移

(単位 店)

	全国銀行					信用金庫	信用組合	労働金庫	農協	ゆうちょ銀行
	都銀	地銀	信託銀行	その他						
10年度末	13,460	2,489	10,631	277	63	7,584	1,755	653	8,995	24,248
15	13,767	2,870	10,563	278	56	7,379	1,695	639	8,314	24,113
18	13,674	2,781	10,573	270	50	7,294	1,633	620	7,833	24,019
19	13,661	2,748	10,591	272	50	7,237	1,614	614	7,447	23,944
20	13,717	2,836	10,561	273	47	7,181	1,597	608	...	23,815

資料 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、ゆうちょ銀行「ゆうちょ銀行 統合報告書ディスクロージャー誌」、信金中央金庫地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、中央労働金庫「中央労働金庫 ディスクロージャー誌」、農林水産省「総合農協統計表」

(注) 地銀は地方銀行と第二地方銀行の合計値。

店舗再編を進めていることを公表している金融機関が多いにもかかわらず、データの上で店舗数が大きく減少していない背景には、店舗の統廃合の方式として店舗内店舗（ランチインランチ）が増加していることとネット支店の増加がある。店舗を統廃合する際に、複数の店舗を1か所に集約する店舗内店舗は店舗数削減の手段として用いられ、合併した都銀から普及した（刀禰（2016））。店舗内店舗は、メリットとして実店舗を廃止してコストを削減しながら、店名および店番に変更が生じないために手続きの手間が少なく、顧客の理解が得やすいことがある。その一方デメリットとして、店舗廃止による店舗閉鎖よりも効果が限定的であることが指摘されている（刀禰（2016））。また近年、インターネットバンキングやATMでの取引に特化した実店舗を有しないネット支店が増加している。多くの銀行、信用金庫などでネット支店が設置されている。以下では、店舗内店舗化された店舗やネット支店を除いた、建物があり物理的にアクセスできる店舗を実店舗と呼ぶ。

(2) 店舗内店舗による再編の状況

第1表では店舗内店舗を含むため実店舗数は不明である。そこで実店舗数を推計するために、まず店舗内店舗の数を推計する必要がある。ここでは、日本金融通信社の「日本金融名鑑」と全銀協の「金融機関・店舗情報」に収録されている都銀、地銀・第二地銀（以下合わせて「地銀」という）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協の店舗情報を用いて、店舗内店舗の数を推計した。具体的には、住所が同一の店舗を店舗内店舗とみなし、複数の店舗が同一の住所であった場合は、1店舗として集計した。なお、ゆうちょ銀行は「日本金融名鑑」と「金融機関・店舗情報」にデータが含まれておらず、日本郵便株式会社法施行規則により、「いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする」と定められている。自ら店舗の設置の基準を決定していないため、本稿での分析には含めない。

第2表は店舗内店舗として再編された店舗数を示している。20年には、都銀の店舗のうち334店、地銀の1,396店が店舗内店舗になっている。さらに店舗内店舗の数を15

第2表 店舗内店舗として再編された店舗数

(単位 店、%)

	15年度末	20	増減率
都銀	221	334	51.1
地銀	655	1,396	113.1
信用金庫	84	204	142.9
信用組合	52	93	78.8
労働金庫	56	61	8.9

資料 日本金融通信社「日本金融名鑑」から推計
(注) 第1表に同じ。

年と20年で比較すると、都銀で51.1%、地銀で113.1%、信用金庫で142.9%、信用組合で78.8%、労働金庫で8.9%とそれぞれ増加している。都銀や地銀だけではなく、協同組織金融機関である信用金庫や信用組合でも店舗内店舗による店舗再編が進んでいる。

ネット支店の増加も、統計上の店舗数を増加させる要因の一つである。ネット支店は、15年の332店から20年の398店と増加している。特に地銀でネット支店の増加が目立っている。新型コロナウイルス感染拡大を受けた外出自粛に伴い、支店に行かなくても取引が可能なインターネットバンキングの利用者が20年以降に増加している。今後もインターネットバンキングの利用拡大を受けてネット支店の増加が見込まれる。

(3) 実店舗数の変化

店舗内店舗化などの店舗再編によって実店舗がどう変化したかを把握するため、店舗内店舗として再編された住所が同一の店舗とネット支店の数を名義上の店舗数から差し引き、実店舗数を推計した。これ以降、店舗数は物理的にアクセスできる実店舗数を指す。

第3表の推計結果をみると、民間金融機

関の実店舗数は、15年と20年で比較すると9.2%減少している。都銀の実店舗数は15年に1,834店あったが、20年には1,756店と4.3%減少した。地銀の実店舗数は15年に10,217店あったが、20年は9,302店と9.0%減少した。信用金庫は7,433店から7,106店と4.4%減少、信用組合は1,706店から1,558店と8.7%減少、労働金庫は629店から586店と6.8%減少した。農協は8,050店から6,820店と15.3%減少した。

農協の減少率が高くなっているが、農協はもともと比較的小規模な店舗を多数設置していた。伊藤（2004）によると、その店舗立地の特徴として、広い範囲に点在する組合員に金融サービスを提供するために、事業所や人口が少ない地域にも出店していることがあげられる。このような減少は、組合員や利用者との接点の多様化に対応したサービスの提供を行うため、店舗や人員配置の再編を進めたためでもある。また、堀江（2008）が指摘しているように農協が基盤としている地域の一部はすでに人口減少が進んでおり、その動向に合わせた再編も進んでいる。ただし、後述のように人口が減少している地域では、農協の存在感は

第3表 民間金融機関の実店舗数の推計結果

(単位 店、%)

	15年度末	20	増減率
都銀	1,834	1,756	△4.3
地銀	10,217	9,302	△9.0
信用金庫	7,433	7,106	△4.4
信用組合	1,706	1,558	△8.7
労働金庫	629	586	△6.8
農協	8,050	6,820	△15.3
民間金融機関計	29,869	27,128	△9.2

資料 日本金融通信社「日本金融名鑑」、全国銀行協会「金融機関・店舗情報」から推計
(注) 第1表に同じ。

高まっている。

(4) 店舗の質的变化

金融機関の店舗は量的変化だけではなく、質的にも変化している。従来のフルバンキングサービスとは一線を画した特化型店舗がその一例である。融資業務・渉外業務を行わない預金特化型店舗やテレビ電話等を使って遠隔地のオペレーターと対話しながら住宅ローンや口座開設を行う非対面型の店舗などが増加している。個人特化型店舗と法人特化型店舗のように対象を絞ってサービス内容を限定し、効率化をはかる取り組みもみられる。個人特化型店舗のなかには、大型商業施設内などに店舗を設置し、休日に個人に対して資産運用や保険、相続などのコンサルティングを実施する店舗もある。顧客のニーズに合わせて、従来の店舗とは異なる立地や異なる営業時間で顧客との接点を強化している。

営業時間短縮や平日休業、昼休業を導入する店舗も増加している。16年に店舗の営業時間を地域の実情に応じて変更できるように規制が緩和された。さらに18年からは平日休業の導入も可能になった。そのような状況下で20年の新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの金融機関で営業時間短縮や昼休業が導入され、そのまま継続しているケースも多い。

つまり、店舗では、提供するサービスの絞り込みや、柔軟な営業時間の設定が行われるようになっている。従来であれば、利用する人が減少した店舗は閉鎖するといっ

た選択肢しかなかったが、店舗を弾力的に運営することによって、利用者にとっては多少不便になるかもしれないが、閉鎖しないで残すという選択肢ができた側面もある。

(5) 金融機関店舗数とオーバーバンキング

日本は金融機関数や店舗数が多いことからオーバーバンキングなのではないかとの声が近年高まっている。オーバーバンキングとは、広義の意味で銀行セクターが規模過剰であることを指す。Gardó and Klaus (2020) は、06年から17年にかけての主要先進国についてオーバーバンキングを、銀行の規模、銀行の競争状況、銀行の店舗等の設備の3つの側面から多角的に検討している。そのなかで最もオーバーバンキングな状態にある国はドイツで、次いで日本となると述べた。日本経済研究センター(2021)が地銀、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行を対象に都道府県別にオーバーバンキング度合いを、Gardó and Klaus (2020) を基に試算した結果、29年には金融機関の過剰度が高い地域が27県になると指摘している。この試算には信用金庫と同規模の店舗数を持つ農協が含まれていないことから、過剰度はもっと高い可能性がある。杉山(2019)によると収益が悪化しているなかで、預金残高が大きいことが問題であり、店舗統廃合や窓口の営業時間の短縮などを通じて、預金取引コストを削減する必要等があると指摘している。

こうした状況下で、人口減少が進んでい

ることもあり、店舗を再編するのは避けられない一方で、急速な店舗の削減が地域の経済活動や金融機関の収益に悪影響を与えることも指摘されている。Nguyen (2019) では、金融機関の店舗が閉鎖された地域では、小規模の企業向けの貸出が減少し、その周辺地域の貸出も減少するとの分析結果が示されている。また、店舗が閉鎖されると、企業とのリレーションシップが希薄になり、その影響は周辺地域まで波及する。Agarwal and Hauswald (2010) は、店舗と取引先企業の近接性が近いほど、金融機関に取引先のソフト情報が蓄積され、その結果貸出金利が低くなると指摘しており、店舗削減によりソフト情報が失われるおそれがある。経営基盤の変化に対応するために店舗削減が必要である一方、地域の取引先や利用者とのリレーションシップの維持という難しい課題に対応することが求められる。

2 地域別の金融機関の実店舗数の動向

(1) 地域別の金融機関の実店舗数の変化

金融機関の実店舗は全体的に減少しているが、人口減少や経済活動の状況は地域によって異なるため、店舗数の状況も地域ごとに異なる可能性がある。そこで、ここでは地域別に実店舗数の状況をみていく。

第4表は、実店舗数の増減率を示したもので、すべての地域で金融機関の実店舗が減少していることがわかる。業態別にみると、地銀、信用金庫、農協は全地域で実店舗が減少している。都銀と労働金庫は、一部の地域で増加している。

(2) 人口動態と金融機関店舗

この項では、人口と金融機関の実店舗の関連について分析を進めていく。民間金融機関の実店舗数の減少率と人口動態をみると、第1図のように、人口が減少している県では、実店舗数も減少している。人口動

第4表 実店舗数の動向(2015~2020年度末)

(単位 %、店)

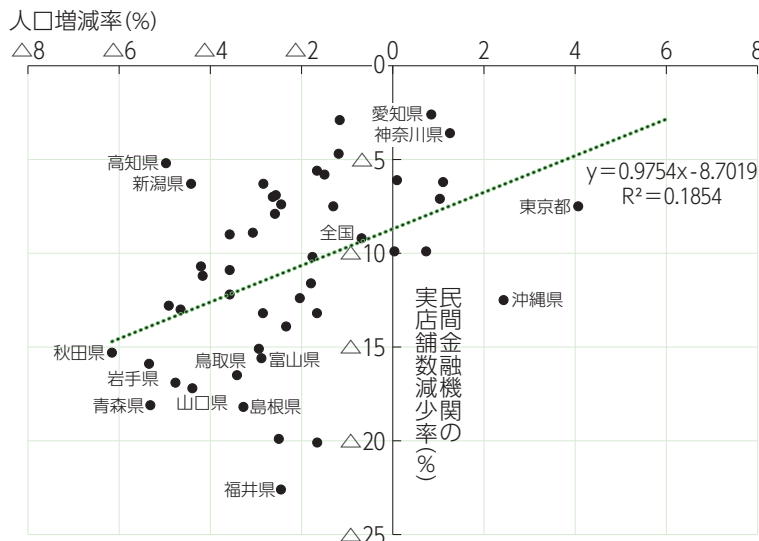
	15~20年度末の増減率						民間金融 機関合計	民間金融 機関合計 20年度末
	銀行		協同組織金融機関					
	都銀	地銀	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協		
北海道・東北	△9.1	△12.3	△4.7	△1.7	△5.4	△5.0	△10.9	3,662
関東	△9.6	△8.3	△3.8	△8.1	△8.5	△9.2	△9.8	8,180
北陸	△10.0	△8.1	△10.6	△7.6	△6.4	△3.9	△10.2	1,431
東海	△8.6	△2.0	△2.2	△2.5	△4.8	△8.0	△4.5	2,899
近畿	△10.1	△9.2	△3.0	0.0	△5.4	△10.6	△7.5	3,850
中国・四国	△7.9	△10.1	△6.3	△4.2	1.5	△4.5	△10.5	3,505
九州・沖縄	△7.1	△8.9	△4.7	△6.2	△4.4	△7.4	△11.0	3,243

資料 第3表に同じ
(注) 第1表に同じ。

態と実店舗数の増減は相関関係があるとみられる。

次に、人口あたりの金融機関店舗数についてみていく。第2図は10万人あたりの民間金融機関の実店舗数を示したものである。

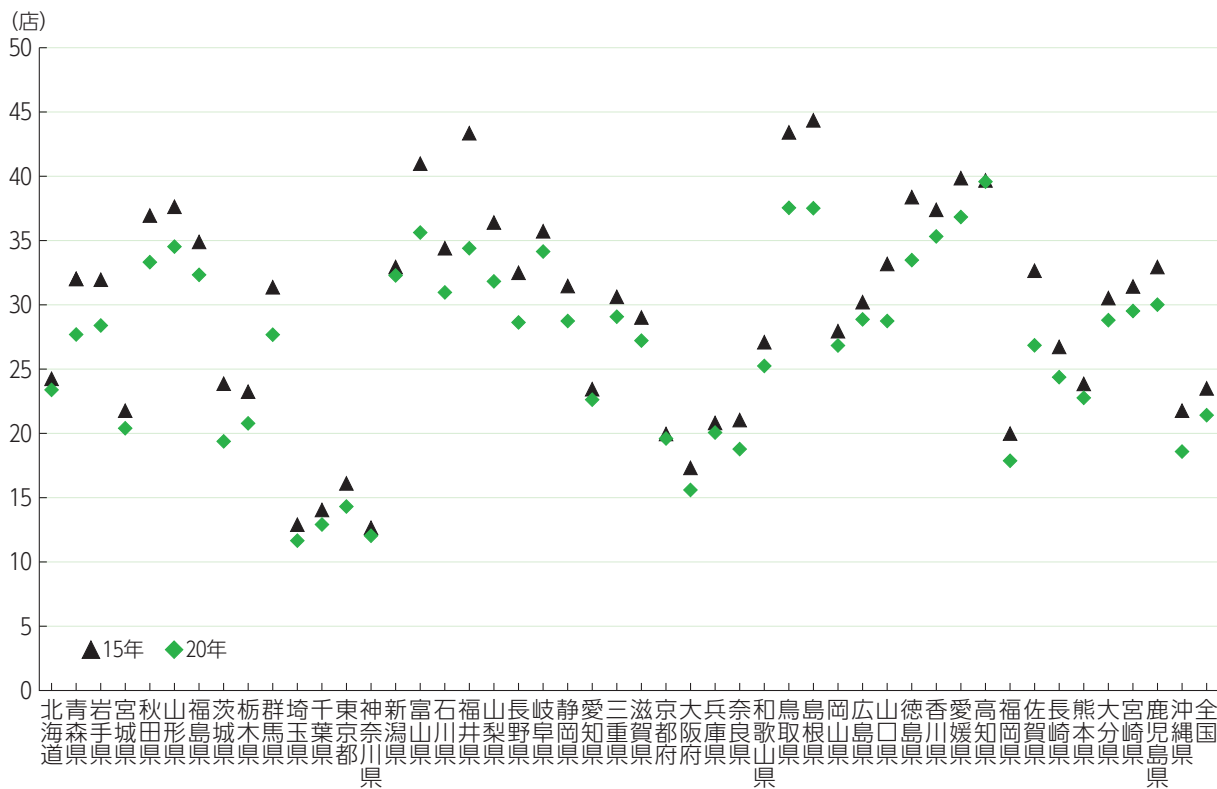
第1図 人口動態と民間金融機関店舗の減少率(2015~2020年度末)



資料 日本金融通社「日本金融名鑑」、全国銀行協会「金融機関・店舗情報」、総務省「国勢調査」

民間金融機関の実店舗数を示したものである。15年と20年を比較すると、すべての都道府県で10万人あたりの民間金融機関の実店舗数が減少している。全国の数値をみると、15年では10万人あたり23.5店から20年では21.4店と減少している。人口が少ない県では、5年間での減少幅が大きい傾向にあり店舗の減少が急速に進んでいる。しかし、これらの県は人口対比では比較的店

第2図 10万人あたりの民間金融機関の実店舗数(2015、2020年度末)



資料 第1図に同じ

舗が多くなっている点に留意する必要がある。

3 農山村における金融機関店舗の動向

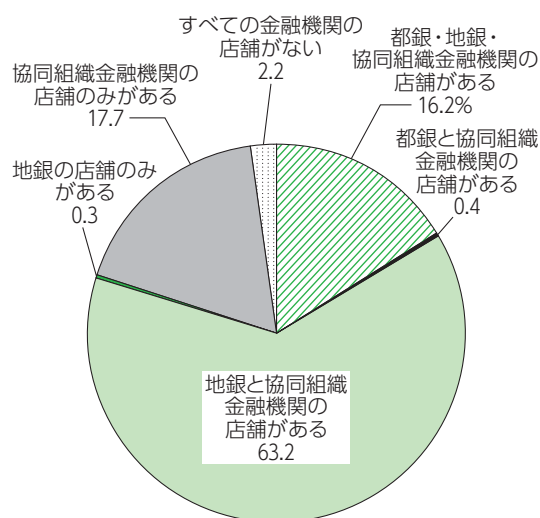
(1) 市区町村別の金融機関店舗の動向

より詳細に、市区町村別に15年から20年の金融機関店舗数の変化をみてみよう。

市区町村のすべての区分で店舗数は減少している（第5表）。

さらに、都銀、地銀、協同組織金融機関の3つに分け、全市区町村にどのように配置されているのかをみる。このように配置をみることで、特定の金融機関しかない市区町村を把握できる。金融機関店舗の配置状況を示したのが第3図である。この図から、地銀と協同組織金融機関の店舗がある自治体が半数を超えていることがうかがえる。都銀は大都市部に集中して配置されているため、多くの自治体では地域金融機関が金融サービスを提供している。また、協同組織金融機関しか店舗がない自治体の割合は18%程度であり、地銀の店舗もない自治体があることがわかる。多くの自治体で金融サービスを担っているのは地域金融機

第3図 市区町村における民間金融機関店舗の配置状況(2020年度末)



資料 日本金融通信社「日本金融名鑑」、全国銀行協会「金融機関・店舗情報」
 (注) 全市区町村の数は、1,741(21年9月現在)。

関で、さらに協同組織金融機関の役割が大きいことが確認できる。

(2) 農協の店舗の動向

この項では、さらに農協に絞って、その店舗が地域においてどのような地位にあるのかを分析していく。農協がゆうちょ銀行を除くと自治体内の唯一の金融機関であるのは132町村で、全体の8%となっている^(注1)。既述のとおり農協は店舗数が減少しているものの、15年時(118町村)と比較しても、農協しか店舗がない町村数が増加している。

そのうえ、自治体にある金融機関が農協1店舗だけの自治体数は109町村(全体の6%)である。

次に農協の店舗の配置を空間的に把握してみる。第4図^(注2)は市区町村人口規模ごとに階

第5表 市区町村別の実店舗数の増減率(2015~2020年度末)

	(単位 %)						
	都銀	地銀	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協	民間金融機関計
区市町村	△20.6	△4.6	△2.1	△0.7	△4.2	△8.0	△9.0
	△8.7	△4.6	△2.1	△0.7	△4.2	△8.0	△9.0
	△5.0	△10.3	△3.8	△11.8	△17.9	△16.4	△11.5
	0.0	△10.3	△4.8	△11.1	0.0	△10.2	△9.3

資料 第3表に同じ
 (注) 第1表に同じ。

級を塗り分けたコロプレス地図である。そこに農協の店舗をプロットした。^(注3)最も色が濃い階級の自治体（総人口が6,000人未満^(注4)）にも農協の店舗があることがわかる。農協の店舗は、全国に分散しており、組合員のニーズに対応するために人口の少ない地域にも店舗を配置し、地域内の金融インフラを担っているとみられる。

なお、第4図でプロットされた店舗は信用事業を営む店舗のみを対象にしているが、金融窓口を持たない農協の店舗もあり、農業者などとの接点を持つ役割を果たしている。高山（2019）が指摘しているように、農協は店舗再編に際して、組合員との対話を重視し、店舗を閉鎖する場合は、渉外活動を強化することや金融窓口を廃止しつつも、完全な店舗廃止は実施せず、地域づくりの拠点として活用している事例もある。^(注5)そうした店舗を小さな拠点として利活用しているケースもある。さらに、本誌重頭論

文で紹介しているように、農協では移動店舗の配置が拡大していることから、ここで示した以上に、金融サービスへのアクセスにおいて大きな役割を果たしていると考えられる。

（注1）ゆうちょ銀行は含めていない。

（注2）政令指定都市は、行政区ごとに人口で階級に分けた。

（注3）東京大学空間情報科学研究センターが公開しているCSVアドレスマッチングサービスを利用して、農協の位置情報を把握した。住所・地名フィールドを含むCSV形式データにアドレスマッチング処理を行い、緯度経度または公共測量座標系の座標値を追加した。

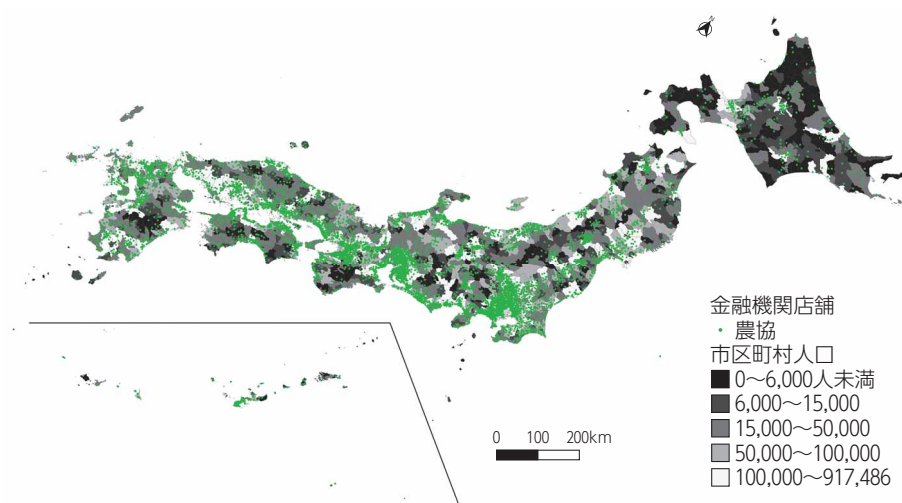
（注4）福島第一原発の事故の影響で、人口の把握が難しい地域は10年のデータを用いた。

（注5）小さな拠点とは、内閣府ホームページによると集落生活圏において、日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、交通ネットワークで結ぶことで、地域住民が交流する機会が拡大する、集落地域の再生を目指す取り組みと紹介されている。

(3) 金融機関店舗の地域格差

ここでは、1店舗あたりどれくらいの人口をカバーしているのかを推計する。1店

第4図 農協の店舗配置状況



資料 全国銀行協会「金融機関・店舗情報」、総務省「国勢調査」、(c)Esri Japan「全国市区町村境界データ」

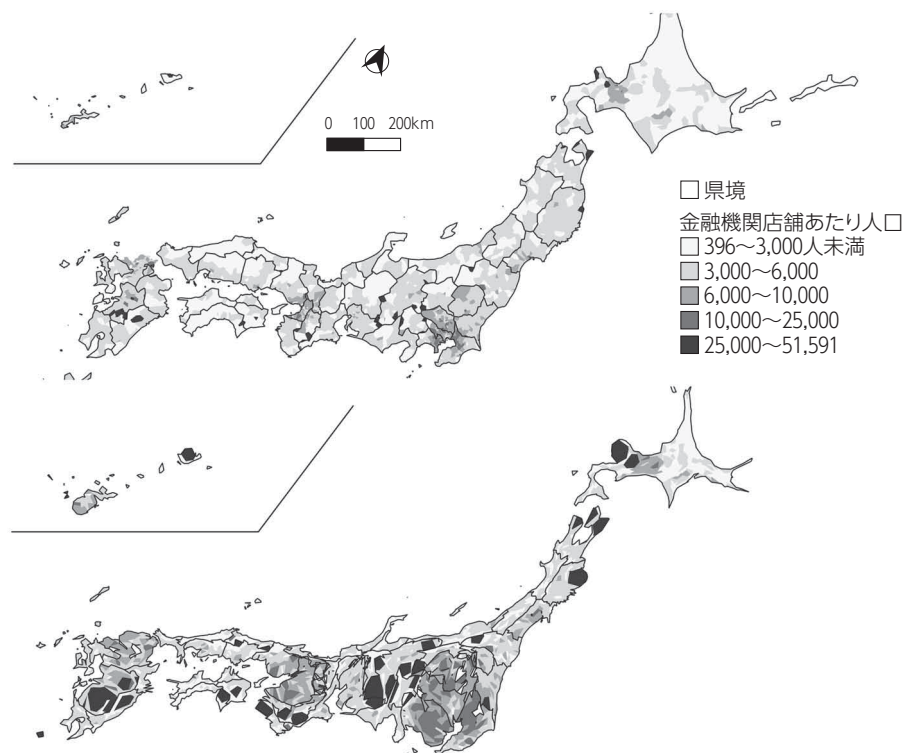
舗あたりの人口を推計したのが第5図である。第5図は、上に通常の地図と下にカルトグラムと呼ばれる地図を並べた。地図の読図は視覚的な認知に基づいており、地図に描かれた分布を理解するために、統計的な指標とは別に図形的な情報そのものの影響を考慮する必要がある。一般的に、人口密度などの指標は市区町村を単位として全国規模で地図化すると、大都市圏内部の格差や面積が小さい地域の情報を把握しにくい。この問題に対してカルトグラムと呼ばれる手法は人口分布の偏りに考慮した格差を示す地図の読図が可能になる（中谷（2011））。

カルトグラムで表現された第5図をみてみる。まず色が濃いのは1店舗がカバーする人口が多い自治体となる。つまり、1店

舗に対して比較的人口が多い地域である。

1店舗あたりの人口が多い自治体の面積は大きくゆがんで表示される。東京都や神奈川県、埼玉県などの人口が多い大都市圏の自治体では大きくゆがんで表現されている。これらの地域では人口に対して金融機関が少ない傾向があることを示している。それに対して、中国地方や四国などの自治体は、1店舗あたりの人口が少ないことから縮小・収縮した地図として描かれている。ここで注目すべきなのは、最も濃い色で塗られ、大きくゆがんだ形で描写された自治体が北海道から北東北の沿岸部、中部地方の内陸部、近畿地方南部の山間地域、南九州の山間地域にみられることである。これらの自治体は金融機関がほとんどない地域

第5図 民間金融機関店舗あたり人口のカルトグラム



資料 日本金融通信社「日本金融名鑑」、総務省「国勢調査」から推計

になる。

これらの地域では、金融機関にアクセスするために車で移動する必要がある可能性が高く、交通弱者となりやすい高齢者などのアクセスが困難になっている可能性がある。

大都市圏の周辺地域も金融機関の店舗が人口に対して少ないとみられるが、こうした地域はベッドタウンのように企業の事業所は少ないが居住人口は多い地域にあることが一因ではないかと推測される。相対的に金融機関が少なくみえるが、金融機関への距離が遠いとは限らず、金融サービスへのアクセスには大きな問題はないと思われる。

最後に15年と20年を比較して金融機関店舗配置の格差が拡大したのかどうかをみていく。第6図は、市区町村における10万人

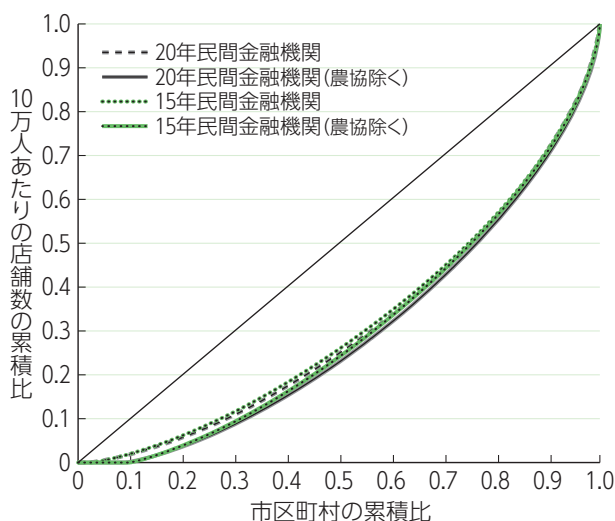
あたりの民間の金融機関店舗数のローレンツ^(注6)曲線を示している。まず15年と20年の農協を含む金融機関を対象にしたローレンツ曲線を比較すると、20年のほうが下方に膨らんだ形になる。この5年間で10万人あたりの店舗数の自治体間の格差は拡大したとみられる。45度線（完全平等線）とローレンツ曲線^(注7)の間の面積を2倍するとジニ係数に一致するので、ジニ係数の値も高くなっており、格差は拡大していると言える。また農協の店舗を差し引いてローレンツ曲線を推計すると、格差が拡大することが確認できる。特に農協を除くと、金融機関のない市町村が増加するため、ローレンツ曲線が始まる位置が右に移動する。

以上のことから、15年に比較すると20年には10万人あたりの店舗数の地域格差は拡大しているが、農協が他の金融機関が店舗を持たない地域に立地していることにより、格差の拡大に歯止めをかけていることがわかる。

(注6) ローレンツ曲線は、所得分配の不平等度や人口集中の程度などを視覚的に理解するためのグラフとして広く利用される。所得や人口の低い・少ない順番に並べ、累積相対値を縦軸に、地域数の累積相対度数を横軸にとって折れ線グラフに示したもの。社会に格差が存在せず、すべての地域が平等であるならば、ローレンツ曲線は45度線と一致する。格差が存在する限り、ローレンツ曲線は下方に膨らんだ形になる。

(注7) ジニ係数は0から1の間の値をとり、ジニ係数の値が大きければ大きいほどその集団における格差が大きい状態であるという評価になる。

第6図 10万人あたり店舗数のローレンツ曲線



資料 日本金融通信社「日本金融名鑑」、全国銀行協会「金融機関・店舗情報」、総務省「国勢調査」から推計

(注) 20年民間金融機関のローレンツ曲線は、20年度末の店舗数を基に推計。
15年民間金融機関のローレンツ曲線は、15年度末の店舗数を基に推計。

おわりに

本稿は、金融機関店舗数の動向を店舗内

店舗などの店舗再編を考慮しつつ、定量的に把握することを目的に、農協も含めて地域別、市区町村別に整理してきた。その結果、日本の金融機関の店舗数はネット支店や店舗内店舗が増える一方で、実店舗数は減少していることがわかった。その背景には、人口減少やデジタルチャネルの利用拡大、金融機関における合理化の必要性などがあると考えられる。

市区町村別に店舗数の動向をみた結果、協同組織金融機関の店舗しかない市町村は増加した。そのうち農協の店舗のみが8%を占め、その割合が15年よりも高まったことも確認された。農協は店舗再編が進んでいるが、農山村を中心に地域の金融インフラにおいて重要な役割を果たしている。その傾向はこの5年間でより強まったことがわかった。

さらに、カルトグラムという手法を用いた人口の偏りに考慮した格差を示す地図によって、金融機関の店舗の空間分布をみたところ、金融機関がほとんどない地域があることや、ローレンツ曲線によって人口10万人あたりの店舗数の格差が拡大する傾向が強まっていることがわかった。

今後も金融機関の店舗数の減少とデジタルチャネルの普及拡大は表裏一体で進むとみられるため、高山（2021）が指摘しているように、地域に根ざしつつデジタル化を進める欧州の金融機関の動向は日本の地域金融機関への示唆に富むと考えられる。

また、本誌重頭論文では、デジタルチャ

ネルへのアクセスが難しいとみられる人に対する農協のスマートフォン教室について紹介している。店舗が減少するなかで、そのような取組みは、金融包摂の観点からも重要であると考えられる。

<参考文献>

- Agarwal, S. and R. Hauswald (2010), "Distance and Private Information in Lending," *The Review of Financial Studies*, 23 (7), pp.2757-2788.
- Carbó S., E. Gardner and P. Molyneux (2005), *Financial Exclusion*, Palgrave Macmillan.
- Gardó, S. and B. Klaus (2020), "Overcapacities in banking: Measurement, trends and determinants," *Economic Modelling*, vol.91, pp.819-834.
- Nguyen, H.-L. Q. (2019), "Are Credit Markets Still Local? Evidence from Bank Branch Closings," *American Economic Journal: Applied Economics*, 11 (1), pp.1-32.
- Pollard J.S. (1996), "Banking at the Margins: A Geography of Financial Exclusion in Los Angeles," *Environment and Planning A*, 28 (7), pp.1209-1232.
- 伊藤隆康 (2004)「東京都における預金金融機関の店舗配置と競合」『生活経済学研究』第20巻、113～126頁
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2018)「日本の地域別将来推計人口」
- 坂口純也 (2020)「銀行の店舗網再編の行方」大和総研リサーチレポート
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20201012_021825.html (21年9月9日アクセス)
- 重頭ユカリ (2021)「農協における金融包摂の取組み—農協の移動店舗とスマートフォン教室—」『農林金融』10月号
- 杉山敏啓 (2019)「邦銀オーバーバンキング問題の再考察」『江戸川大学紀要』第29号、383～403頁
- 高山航希 (2019)「農協の店舗再編と組合員接点の強化—組合員のニーズと地域の変化への対応—」『農林金融』3月号
- 高山航希 (2021)「デジタル化で近接性を高めようとする欧州の金融機関」『農林金融』4月号
- 刀禰和之 (2016)「信用金庫の店舗内店舗制度について」『金融調査情報』28-9号

- 中谷友樹（2011）『『健康な街／不健康な街』を視る—GIS を用いた小地域における地理的健康格差の視覚化—』『日本循環器病予防学会誌』第46巻第1号、38～55頁
- 日本経済研究センター（2021）『2020年度金融研究報告 地銀再編と金融ビジネスの新潮流』
<https://www.jcer.or.jp/research-report/20210330-2.html>（21年9月9日アクセス）
- 古江晋也（2005）『店舗規制緩和と金融機関の店舗展開』『農林金融』8月号

- 堀江康熙（2008）『地域金融機関の経営行動』勁草書房
- 吉本澄司（2017）『数字を追う～地元の経済状況と地域銀行の店舗展開の特徴—店舗ごとの店周業務環境の集計結果から得られる示唆—』『Research Focus』No.2016-043

（かじま しゅういちろう）

書籍案内

農林漁業金融統計2020

A4判 188頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2020年12月

農協における金融包摂の取組み

—農協の移動店舗とスマートフォン教室—

調査第一部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

日本では金融機関の店舗数が減少しており、交通手段がなかったり情報通信機器をうまく利用できなかったりする高齢層を中心に、金融機関の商品やサービスへのアクセスが困難になる人が増えることが懸念される。

これに対して、農協では移動店舗を導入したり、スマートフォン教室を開催したりする動きが進んでいる。移動店舗は、通常の店舗からの距離が遠い地域での金融サービスへのアクセス確保に貢献しているだけでなく、自然災害等の非常事態時にも役割を発揮するようになってきている。また、農協によっては、移動店舗の停留所が人々の交流の場になっているケースもある。高齢層がデジタルチャネルを活用できるようになるためにはサポートが重要であり、スマートフォン教室はその支援策になりうる。これらの取組みは、金融包摂だけでなく、より広く社会的包摂にも貢献できる可能性がある。

目 次

はじめに

1 金融へのアクセスの問題

- (1) 金融機関への物理的なアクセス
- (2) デジタルチャネルへのアクセス

2 農協の移動店舗

- (1) 金融機関の店舗再編への対応策
- (2) 移動店舗の配置状況

(3) 農協の移動店舗における業務

3 農協におけるデジタルチャネルへのアクセス向上の取組み

- (1) 店舗でのデジタルチャネルの普及
- (2) 農協におけるスマートフォン教室
- (3) スマートフォン教室への期待

おわりに

はじめに

日本では金融機関の店舗数が減少しており、交通手段がなかったり情報通信機器をうまく利用できなかつたりする高齢層を中心に、金融機関の商品やサービスへのアクセスが困難になる人が増えることが懸念される。

1990年代のイギリスでも金融機関の店舗が閉鎖された結果、金融サービスへの物理的なアクセスが限定される状況が生じ、欧州委員会はこれを「金融排除」^(注1)と呼んだ。金融排除はその後より幅広い概念としてとらえられるようになり、現在では、「社会的排除」の1つの側面とされている。社会的排除とは、人々や地域が失業、スキル不足、低所得、不十分な住宅、犯罪の多発する環境、不健康や家庭崩壊等の問題に苦しんでいるときに起こり得ることを簡略化した言葉で、単なる貧困や低所得よりも広い概念を含む。

日本では、新型コロナウイルスのワクチン接種の申込みを高齢者がインターネットでできないことが話題となったが、情報通信機器をうまく使いこなせない、いわゆるデジタル・デバイドにより、社会的なサービスへのアクセスが困難になることも社会的排除にあてはまる。外務省のウェブサイトによれば、デジタル・デバイドとは、^(注2)「一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指し、

通常『情報格差』と訳される。（中略）デジタル・デバイドは、あらゆる集団の格差を広げてしまう可能性を有しているため、その解消に向けて適切に対処しないと新たな社会・経済問題にも発展しかねない」。デジタル・デバイドによって金融機関がインターネット上で提供するサービスを利用できないことは、金融排除の状態が生じているということになる。

他方、金融包摂とは金融排除とは対極の状況であり、世界銀行のウェブサイトによれば^(注3)「金融包摂とは、個人や企業が、取引、決済、貯蓄、信用、保険など、それぞれのニーズに合った便利で手頃な金融商品・サービスを、責任ある持続可能な方法で利用できることを意味する」。

本稿では、金融包摂に向けて、金融サービスへの物理的なアクセスの確保やデジタル・デバイドの解消のため、農協がどのような取組みを行っているかを紹介する。

^(注1) European Commission (2008) p.9.

^(注2) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/it/dd.html> (21年9月8日最終アクセス)

^(注3) <https://www.worldbank.org/en/topic/financialinclusion/overview> (21年9月8日最終アクセス)

1 金融へのアクセスの問題

(1) 金融機関への物理的なアクセス

日経リサーチ社が首都圏で毎年実施しているアンケート調査「金融総合定点調査『金融RADAR』」^(注4)では、口座からの資金の引出しや預入れ、振込等で最もよく利用する金融機関について、ほかの金融機関より

良い点を質問(複数回答)している。毎年最も多く挙げられるのが「支店が自宅の近くにある」という選択肢で、2020年の調査では59.7%の回答者が選択している。この結果からは、金融機関の利用にあたっては、店舗の近接性が重視されていることがわかる。

しかし、店舗の近接性は重視されていても、実際の利用頻度はそれほど高くない様子もうかがわれる。全国銀行協会が3年ごとに実施する「よりよい銀行づくりのためのアンケート」^(注5)では、店舗の窓口の利用率は12年の92.7%、15年89.3%、18年75.8%と低下傾向にある。18年の調査では、利用頻度は「半年に1回以上月1回未満」(28.3%)、「半年に1回未満」(20.1%)、「月1回以上週1回未満」(19.8%)、「週1回以上」(7.7%)とさほど高くない様子がみてとれる。一方で、銀行内ATMの利用率は91.1%(18年)で、「月1回以上週1回未満」(46.9%)、「週1回以上」(16.9%)の選択割合も高い。このことから、インターネットバンキングやコンビニエンスストアでの収納サービスの普及等により、銀行店舗の窓口に行く機会は減りつつあり、実際によく利用するのは窓口ではなくATMがメインという人が多いと考えられる。

本誌梶間論文で報告しているとおり、金融機関の店舗数は減少が続いているため、特に農村部では店舗までの距離が以前に比べて遠くなっているとみられる。そのような状況下、国土交通省の「令和3年版交通政策白書」によれば、「日常生活で自動車を

使う人がどの程度いるのかという観点から自動車分担率について見ると、地方部の人口密度が低い都市ほど高く、かつ、経年的に高まる傾向が見られ^(注6)る。つまり農村部では移動手段を車に頼る割合が高まり、免許返納等により高齢者が交通弱者になりやすい傾向が強まっている。金融機関の店舗数の減少によって、交通弱者を中心に店舗へのアクセスが困難になる人が増えることが懸念される。

(注4) 20年調査は東京駅を中心とする首都圏40km圏の20~74歳の男女2,827人を対象に留置き(1,331人)と郵送(1,496人)で実施。

(注5) 18年7月に全国の18~79歳の男女一般生活者3,400人を対象にインターネットで実施。

(注6) 国土交通省(2021)22頁。

(2) デジタルチャネルへのアクセス

デジタルチャネルの利用についてはどのような状況になっているのだろうか。ここでは、金融機関が提供する商品やサービスに対する、パソコンやスマートフォンなどからのアクセスを総称してデジタルチャネルと呼ぶ。

a インターネットバンキングの利用率

日本のインターネットバンキングの利用率を把握するのは難しい。というのは、そもそもアンケート調査をインターネットで行っていると、回答者はインターネットを利用できる人に限定されるため、利用率が実際よりも高くなる可能性があるからである。全国を対象に、インターネット以外で継続的に実施しているアンケート調査を探してみると、日本銀行が満20歳以上の全国

4千人を対象に郵送で実施している「生活意識に関するアンケート調査」がある。

18年6月実施の第74回調査では、「インターネットバンキングの利用状況」について、「利用したことがある^(注7)」と回答した割合は26.3%であった。その後、20年6月実施の第82回調査では、質問内容が「インターネット・モバイルバンキングでの振込の利用状況^(注8)」に変わり、「利用する^(注8)」と回答した割合は23.6%であった。

質問内容が異なるため厳密な比較はできないものの、EU主要国のインターネットバンキングの利用率よりも日本は低いとみられる^(注9)。18年の時点でデンマーク、フィンランド、オランダが各89%、ベルギー69%、フランス63%、ドイツ59%、イタリア34%であった。20年には、デンマーク94%、フィンランド92%、オランダ89%、ベルギー75%、フランス66%（19年）、ドイツ65%、イタリア39%に上昇している。

b インターネットへのアクセスはパソコンからスマートフォンへ

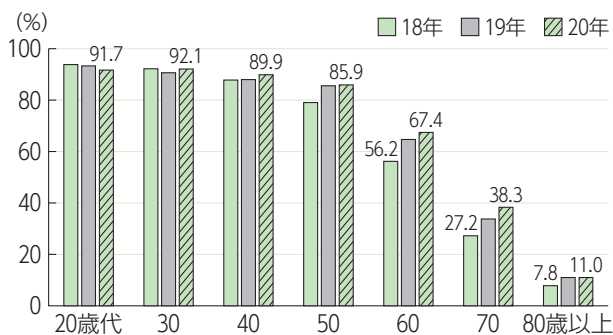
EUの中でも、フィンランドのインターネットバンキング利用率は非常に高い。同国の協同組合銀行OPフィナンシャルグループは、インターネットバンキングへのアクセス状況を公表しているが、16年からスマートフォン（以下、場合によりスマホと略すこともある）向けアプリへのログイン回数がパソコン向けネットバンクのそれを上回るようになった。20年1年間のパソコン向けネットバンクへのログイン数は約6,806万

回と前年比33.3%減少したのに対し、スマホ向けアプリへのログイン数は4億377万回と同33.6%増加した。スマホアプリのログイン数増加により、20年の合計ログイン数は前年比16.7%増加したが、同行の年次報告書では新型コロナウイルスの感染拡大が高齢層の利用を促進したことを指摘している。具体的には、70～74歳のアプリのユーザー数は、20年3月に前年同月比50%以上増加した。つまり、インターネットバンキングへのアクセスはパソコンからスマホ中心に変わってきており、さらに新型コロナウイルスの感染拡大が高齢層のスマホによるアクセスも増加させたのである。

日本においても、総務省の通信利用動向調査によれば、個人がインターネットに接続する機器としては（複数回答可、無回答を除いた集計）、スマホ中心に変化している。14年には自宅のパソコンが53.5%で最も多く、次いでスマホ47.1%という選択率であったが、17年にスマホ（59.7%）がパソコン（52.5%）を上回るようになった。20年には、スマホが68.3%とパソコンの50.4%を大きく上回っている。

そしてスマホを個人が保有する割合（通信規格が5G以外、無回答を含む集計）は20年には69.3%となった。年齢別に保有率をみると、20歳代、30歳代は9割を超え、40歳代、50歳代は8割超である（第1図）。60歳代、70歳代の保有率は年々上昇し、20年には60歳代でも67.4%、70歳代も38.3%となった。これは、スマホ以外の携帯電話の保有率（60歳代26.8%、70歳代36.9%）を上回っ

第1図 日本における年齢層別スマートフォン保有率



資料 総務省「通信利用動向調査」各年版
 (注) 20年のみ、通信規格が5G以外の保有率。

ている。タブレット等を含めてモバイル端末をいずれも保有していない割合は、60歳代3.6%、70歳代8.5%、80歳以上24.4%と低く、多くの方が携帯電話自体を保有していることから、今後もスマホ以外からスマホへの置き換わりが進むと考えられる。

パソコンはパーソナル・コンピュータといわれながらも、世帯内で複数人が共有して利用するケースも多かったが、スマホは個人で所有して利用するのが一般的である。機種にもよるが、スマホでは指紋や顔などによる生体認証を行うことも一般化しているうえに、容易に音声入力が行えるため、キーボードに不慣れな高齢者でも扱いやすい。また一度登録すれば、IDやパスワードの情報を保存し、生体認証によって自動入力する機能もあり、IDやパスワードを入力する手間を省くこともできる。こうした操作性の簡便さが高齢層へのスマホ普及を促進していると考えられる。

重頭（2021）では、コロナ禍で高齢層も含めてインターネットショッピングの利用率が上昇したことを指摘したが、スマホの

普及やコロナ禍といった要因により、高齢層も含めてスマホでの金融サービスへのアクセスが日本でも今後は進んでいくとみられる。こうした金融機関の店舗へのアクセス状況や、スマートフォンの利用状況を踏まえたうえで、農協の具体的な取組みについてみてみたい。

(注7) 「月3回以上使う」「月に1、2回程度使う」「年に数回使う」の合計。

(注8) 「(店頭・ATMでの振込よりも)よく利用する」(11.3%)と「店頭・ATMの振込と併用して利用する」(12.3%)の合計。

(注9) Eurostatによる。15～74歳のインターネット未利用者を含むすべての個人回答者に占める過去3か月のインターネットバンキング利用者の割合。

2 農協の移動店舗

(1) 金融機関の店舗再編への対応策

各金融機関は、店舗の小型化、昼休みの導入や営業時間の短縮、平日休業など店舗網を維持するための努力を行っているものの、人口減少や経営の持続可能性が強く求められる環境下で店舗の再編も進めている。前述のとおり窓口よりもATMでの現金引出しを店舗の利用目的とする人が多いことから、窓口をなくしても跡地にATMを残したり、利便性の良い場所にATMを設置したりするケースもある。また、コンビニATMとの提携やATMの共同利用などの利便性向上策をとることも多い。

農協でも同様の対応をとることが一般的だが、利用者の多くを占める高齢層がATMの利用にそれほど積極的ではない傾向もあり、店舗再編後の機能補完として、渉外担

当者（外務員）による訪問を一層充実させることも多い。

また物理的なアクセスを維持するために、移動店舗を導入したり、再編後の最寄り店舗までの交通手段を提供したりすることもある。交通手段の提供事例はそれほど多くないとみられるが、移動店舗は近年導入が進み、平常時だけでなく災害時にも活用されるようになってきているので、以下で詳細をみてみたい。

(2) 移動店舗の配置状況

移動店舗は、トラックやバスを金融機関の店舗用に改造したもので、移動金融店舗、移動金融車、移動店舗車などとも呼ばれる。店舗と呼ばれることがあるものの、支店や出張所には該当しないため、金融機関の店舗数としてはカウントされていない。

そのため、現状どのぐらいの移動店舗があるのかについては明確なデータはないが、移動店舗のシェア8割を持つとされるオリックス自動車によれば、21年3月の時点で地銀・信金等に32台、農協にのべ126台が導入されている。^(注10)オリックス自動車のものだけをみても、農協のシェアは高い。

なお移動店舗は日本だけのものでなく、筆者が知る限りではあるが、オランダのラボバンクやフィンランドのOPフィナンシャルグループ、フランスのクレディ・アグリコルでも導入されている。

刀禰（2018）によれば、日本で移動店舗が初めて導入されたのは1970年代とされる。99年1月1日以降の記事検索ができる日本

農業新聞のデータベースを用いると、おそらく初めて農協の移動店舗が紹介された記事^(注11)は02年のものであり、その記事では前年11月にスタートしたと紹介されている。その後、東日本大震災といった災害を機に、BCP（事業継続計画）の観点から、地銀や信金等での導入も進んできたようである。

JAバンクでは、自己改革集中取組期間であった16～18年度に「農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献」の役割を十全に果たすために、またBCP対応の観点から、移動店舗の導入を全国企画として開始した。農林中央金庫が車両の規格などを検討し、導入を希望する農協に対して助成を行ったため、移動店舗の台数が増加した。その後も全国企画として移動店舗の導入が進められていることもあり、21年度末には全国企画での導入台数だけでも126台になると見込まれている。

(注10) 読売新聞オンライン記事2021年6月1日付「移動金融車（オリックス自動車）」による。

(注11) 日本農業新聞2002年1月9日付「『移動店舗』が組合員から好評 買い物や貯金の出し入れも 山口」

(3) 農協の移動店舗における業務

a 移動店舗の業務

移動店舗で取り扱う業務については、人数的な制約や防犯上のリスクを踏まえ、基本的には、当座性貯金の入出金、定期性貯金の受入れ、管轄店舗の定期性貯金の支払・解約、通帳記帳・繰越、通帳・カード等にかかる事故届の受付となっている。そのうえで、当座性貯金の解約、振込、公共料金・税金納付、農協の購買代金・共済掛金の入

金、ローン等の相談業務などについては、農協の任意で取扱いを可能としている。移動店舗を営業する日数や時間、停留する場所・運行ルートは農協ごとに決めている。一般的には、もともと信用事業の窓口があった店舗の跡地なども含め、1か所で数時間営業し、1日で数か所を巡回することが多い。

農協の移動店舗のなかには、地銀や信金にはない特徴を持つものが含まれる。1つは、購買店舗併設型のものがあることで、全国企画の移動店舗の仕様としても購買併設型を準備している。農協自体が総合事業を行っていることや、信用事業の店舗がない地域では買い物ができる商店も少ないことから、金融と購買の機能を併設した移動店舗が導入されるケースがある。

また、移動店舗が訪れる場所で、利用者の交流を促進したり、地域の活性化に資する取組みが行われることもある。例えば、JAぎふでは移動店舗の一部の停留所出張朝市や「なんでも相談会」を定期的^(注12)に実施している。次に紹介するJAそお鹿児島も停留所^(注12)で交流会等を実施している。

b JAそお鹿児島の移動店舗

JAそお鹿児島では、12年10月に店舗再編を行ったこと、過疎化が進み商店の廃業などで買い物ができる場所が減ったことを背景に、13年11月に購買併設の移動店舗1台を導入した。当時はまだJAバンクの全国企画は導入されておらず、車の購入にあたっては経済産業省九州経済産業局の「地域自

立型買い物弱者対策支援事業」による補助金を受けた。移動金融購買店舗には同JAのマスコット「そお太くん」が描かれ、「わんぱく そお太くん号」(以下「そお太くん号」という)と名付けられている。なお同JAでは、16年1月に購買に特化した移動店舗「わんぱく そお太くん号Jr.」も導入している。

そお太くん号では、信用事業に関しては、入出金、残高照会、定期貯金の受入れ、税金等の収納を行っている。購買事業に関しては、青果・精肉・鮮魚・総菜・日用品などのAコープ商品300点を販売している。運転手1名と、信用事業1名、購買事業1名が専属で担当しており、運転手と信用事業担当者は金融課に所属している。

同JAでは、21年4月に店舗再編を実施するにあたり、そお太くん号の運行コースの見直しを行った。それまでは火曜日から金曜日の4日間の運行であったが、見直し後は月曜日^(注13)から金曜日の5日間で16か所を回っている。過去のものも含めて再編を行った店舗の跡地や、旧駅の跡地、公民館など、停留所はすべてスペースが広く人が集まりやすい場所に設けられている。4月から信



JAそお鹿児島の「わんぱく そお太くん号」
(JAそお鹿児島提供)

用・共済事業の窓口を閉鎖した店舗の停留所ではそれぞれ2時間と、他の停留所の1か所につき30分から40分よりも長く営業している。停留所がある地域は、いずれもJA以外の民間金融機関はなく、あったとしてもゆうちょ銀行のみという状況である。停留所は利用件数によって、入替えを行うこともある。

そお太くん号の利用者には高齢層が多く、車で10分ほど走れば他の支店に行けても、○曜日○時にはそお太くん号がくるからと徒歩や電動シニアカーで足を運ぶことが習慣化している人が多い。しかし、4月から窓口を閉鎖した店舗の停留所では、ATMでは対応できない金額の現金引出しをそお太くん号で行う農業後継者等がいるなど、利用者の年齢層は幅広く、利用件数も多い。

各停留所はそれぞれ最寄りの支店が管轄しており、そお太くん号の停留時には管轄する支店の年金相談員がサポートを行う。年金相談員は年金受取りの紹介等を行う係で同JAの退職者がパートタイムで従事しており、高齢者がそお太くん号で買った荷物の積込み等についてもサポートを行う。

停留所の1つである旧森山事業所では、14年から、そお太くん号がくるまでの待ち時間を利用してコーヒータイムを開いている。開始当時はJA職員で現在は年金相談員となっている人が中心になり、社会福祉協議会やJA女性部の助け合い組織と協力して、お茶を飲んだり血圧を測定したりしながら、そお太くん号の到着を待つという取り組みである。また、20年8月には一部の停

留所に、鹿児島県警が停留時間に合わせて移動交番を設置した。現在は新型コロナウイルスの感染拡大で休止しているが、移動交番では防犯やドライブレコーダー設置について相談したり、運転免許の返納手続きを行うことができる。

そお太くん号を紹介するJAそお鹿児島のウェブサイトでは「利用者同士で会話が広がるなど、買い物支援だけでなく、地域での交流の場にもなっています^(注14)」と書かれており、移動店舗は、単に金融サービスの利用や買い物の場としてだけでなく、利用者の交流の場としての機能も果たしていることがわかる。

c 災害時の活動

移動店舗は平常時だけでなく自然災害等の非常時にも機能を発揮するようになってきている。豪雨や台風などの災害時には、移動店舗を保有する農協であれば、農協内で運行ルートを変更して被災した地域に移動店舗を派遣することができる。他方、自前の移動店舗を保有していない農協でも、県内外の近隣農協や信農連への派遣要請を行い、被災した店舗管内での営業を行うことができる。

全国企画として導入した移動店舗は、「災害時における移動店舗車両の派遣に関する協定書」を締結し、災害発生時は派遣要請に対応するという仕組みが構築されている。派遣期間は最長1か月で、農協同士で相談したり、農林中央金庫が仲介したりと派遣のきっかけはそれぞれだが、具体的な手続

きは農林中央金庫を介して行う。また、移動店舗を派遣する農協では、通常運行しているルートの利用者に、しばらくの間運行をとりやめることの告知を行う。各農協の移動店舗を紹介するウェブサイトやチラシには、災害時等に移動店舗をほかの農協に貸し出す可能性があることについて言及しているケースもある。

これまで18年、19年、20年の豪雨や台風で、合計11回の派遣実績がある。例えば、20年7月末の記録的な豪雨で浸水の被害を受けた山形県のJAおいしいものがみ大蔵支店には、JAやまがたの移動店舗「ふれあい号」が20年8月18日から9月9日の間派遣された。JAおいしいものがみ大蔵支店の駐車場にとめられたふれあい号には同JAの職員が乗り込み、組合員や地域住民に普通貯金の入出金や各種税金、公共料金等の受入れなど、日常生活に必要な金融サービスを提供した。農林中央金庫山形支店によれば、車がなく他の支店を利用することができなかった高齢者など多くの利用者が訪れ、感謝の声が寄せられたという。また派遣した側のJAやまがたの利用者からも、相互扶助の農協らしい良い取組みだと評価する声があったとのことである。

なお、JAやまがたは、19年10月の台風19号で被害を受けた宮城県のJAみやぎ仙南にもふれあい号を派遣している。

(注12) <https://www.jagifu.or.jp/wp/archives/24908> (21年9月8日最終アクセス)

(注13) 新型コロナウイルスの感染拡大により、21年8月時点では停留所1か所(公民館)への運行をとりやめている。

(注14) JAそお鹿児島ウェブサイト

<https://ja-sookagoshima.or.jp/service/soota/> (21年9月8日最終アクセス)

3 農協におけるデジタルチャンネルへのアクセス向上の取組み

(1) 店舗でのデジタルチャンネルの普及

高山(2019)では、EUの主要9か国において、金融機関の店舗が少ない国ほどインターネットバンキングの利用率が高い傾向がみられることを指摘している。筆者は、インターネットバンキングの利用が進むことによって店舗への来店が減ることに加え、もともと人口密度が低く店舗を設置しにくい国ではインターネットバンキングの利用が進みやすかったこともその背景だと考えている。

高山(2019)はまた、EU主要国の状況について「金融機関がデジタルチャンネルの強化に注力し、店舗を削減していることは事実であるが、長年にわたり店舗を通じて事業を展開してきた金融機関においては、店舗の身近さを利用して地域における高いプレゼンスをオンライン上につなげていく取組みや、店舗が少なくなっても身近さを維持するための取組みを行っている」と述べている^(注15)。そして、フィンランドやベルギーのようなデジタルチャンネルの利用が進んだ国において、同チャンネルの利用方法を金融機関の店舗で教える講習会を開いたことを紹介している。つまり、デジタルチャンネルを普及するために店舗を活用したのである。

日本では、ここ数年スマートフォン教室を開催する農協が増え、そのなかで金融サービスへのアクセス方法を教える事例も出てきている。その他の金融機関については、筆者が調べた限りではあるが、地銀や信金でスマートフォン教室を開催したケースはあるようだが、デジタルチャネル活用についての講座等を積極的に行っている様子はいかがわれなかった。他方、携帯電話会社のNTTドコモやソフトバンクでは、店舗や出前講座でスマートフォン教室を積極的に開催しており、そのなかでキャッシュレス決済の利用方法を教えることがあるようである。

(注15) 高山 (2019) 24~25頁

(2) 農協におけるスマートフォン教室

a スマートフォン教室の始まり

農協によるスマートフォン教室の記事が日本農業新聞に掲載されるようになったのは、17年頃からである。記事を読むと、当初は高齢層にも普及し始めたスマートフォンと従来型の携帯電話はどう違うのかについて説明したり、カメラ機能の使い方や利用にあたってのセキュリティ上の留意点を教えたりするのが主だったようである。

その後、農協でのスマホ教室開催や信農連等がその開催を支援する動きが広がった。農協で年金受取りをしている人が入会できる年金友の会、作物別の部会、女性部の活動の一環として、また、支店での地域活性化に資する協同活動の一部として教室を開催することが多い。

JAバンクでは、一般的なインターネットバンキングに加えて19年12月にスマートフォンで簡単に登録できるJAバンクアプリをリリースしたため、最近開催される教室ではJAバンクアプリを説明するものもある。同アプリでは貯金の残高や入出金の明細をみられるため、コロナ禍で外出自粛が求められるなか、店舗に足を運ばずにアプリを利用することを推奨する農協も多い。

具体的な教室の様子について、21年3月にスマホ教室を開催したJA香川県の事例を紹介してみたい。

b JA香川県でのスマホ教室

JA香川県では、20年10月にJA役員と女性部の役員との意見交換会が行われ、その場で女性部役員からスマホを活用したいので教えてもらう場を持たないかという話が出た。同JAでは、JAバンクアプリの登録をキャンペーンに取り入れるなどの企画を行っており、女性部の役員の中にもその利便性を実感していた人がいたため、スマホ教室では同アプリの使い方も教えてほしいという申し入れがあった。

JAではこうした要望に応えるために動き出し、21年2月に高松市で教室を開催するように準備していたが、新型コロナウイルスの感染拡大で開催は3月に延期された。参加者を女性部で募ったところ、100人以上が参加する予定であったが、感染防止のため半分程度の55人に絞り午前と午後に分けて広いスペースで実施することになった。参加者はスマホを所有している女性部員で、

70歳代ぐらいの人が中心であった。

講師はNTTドコモに依頼し、スマホの基本操作やスマホが得意なこと、アプリについて説明したのち、実際にJA香川県のインスタグラムをみて「いいね！」をつける方法を体験してもらった。JAバンクアプリの説明は同JA職員が担当し、JAバンクの公式ウェブサイトに掲載されている動画を使いながら、時々再生を止めて説明を付け加えるかたちで行った。

前述のとおり、同JAではアプリやインターネットバンキングへの登録をキャンペーンに取り入れているため、店舗の窓口でも利用者に登録や利用方法を説明している。そうした経験を踏まえて、あらかじめ教室の進行の妨げになりそうな点を取り除く工夫を行った。メールの受信という最初の段階でつまずくと先に進まなくなってしまうため、事前にヒアリングシートを配布し、アプリの登録に必要なメールアドレスを確認し、受信可能な状態にすることを参加者に依頼した。また、アプリに登録したいIDやパスワードも家で考えて事前ヒアリングシートに記載してきてもらうことにより、教室ではそれをみながらスムーズに入力できるようにし、後で忘れてしまったときにも参照できるようにした。

教室の当日は慣れない操作に手こずりながらも、JA香川県のインスタグラムをみられるようになると参加者からは楽しそうな声があがった。JAバンクアプリについては「こんなに簡単に貯金残高や入出金明細がみられるなんて」という感想があったという。

同JAによれば、スマホの最近の機種には生体認証でIDやパスワードを呼び出せる機能がついているものもあり、一度登録してしまえば、それらの機能を使って容易にアプリを利用できる。インターネットへのアクセスがパソコンからスマホに移ったことで、高齢層にも利用しやすくなったと実感しているという。教室は参加した女性部員から好評だったようで、参加者の話を聞き、他の組合員やJA職員からもうちの店舗でも実施してほしい、実施したいという要望があがり、実際に開催したケースもある。

(3) スマートフォン教室への期待

各地の農協での動きも踏まえ、JA全中と農林中央金庫は、高齢者もスマホを活用し暮らしの利便性向上につなげるため、全国の農協が携帯電話会社と連携してスマートフォン教室を開催できる仕組みを構築した。21年7月にJA全中と農林中央金庫が「JAスマホ教室」に関する全国説明会を開催したところ、農協、信農連、中央会などから、1,000人の枠を超える申込みがあるなど高い関心が寄せられた。

説明会では、スマホの具体的な活用例として、インターネットショッピングやインターネットバンキングの利用、LINEでのコミュニケーション、さらには女性部の手芸教室で作った作品をメルカリに出品すること等が紹介された。実際にスマホ教室を開催した農協の事例報告も行われたが、教室の募集を開始したところ、あっという間に定員が埋まり、当初2回の予定が5回開催

することになった農協もあった。教室の参加者からは、他の金融機関で通帳をなくす動きが進んでいることをニュースで知り不安になっていたが、JAバンクアプリの説明を含むスマホ教室があってほっとしたという感想も出たそうである。

以前から組合員・利用者のニーズを踏まえてスマホ教室の開催が増えていたことに加え、全国からの支援策ができたことから、新型コロナの状況に左右されはするものの、スマホ教室を開催する農協は一層増加し、多くの人に参加するようになるとみられる。

農協としては、コロナ禍で対面でのやりとりが困難になるなか、スマホを利用してSNS経由で農協と組合員・利用者とのコミュニケーションを図り、さらに農協が提供するインターネット上のサービスへのアクセスが増えることへの期待がある。スマホ教室は、年金友の会や女性部など以前から農協で行われていた活動の一環として開催されることも多く、組合員活動の活性化に資することも期待されている。

参加する側にもメリットは大きい。19年6月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議の関連シンポジウム「高齢化と金融包摂」に登壇した80歳代のITエバンジェリスト^(注16)若宮正子氏は、講演のなかで身体能力が衰えてきた高齢者こそ、生活の様々な場面でITを活用すれば利便性を高められると述べた。例えば、認知機能の衰えを補うため、スマホやパソコンを連動させてスケジュールを管理し、時間になったら音声で知らせてくれるように設定するといった具

合である。同氏は、高齢者の孤立、生きがい喪失への対策として、ITを使った社会参加や自立を支援する活動を行っている。高齢者が新しいサービスから取り残されないようにするには、それを知らない人に教えることが重要だとしており、スマホ教室はまさにそれに該当する取組みであるといえるだろう。

(注16) エバンジェリストは伝道者の意で、ITについてわかりやすく説明したり啓蒙したりする役割の人をさすが、同氏の呼称は本人が名乗るといよりは周囲がそう呼んでいるようである。この項の記述は、同氏の当該講演を聞いて筆者がまとめたものである。

おわりに

本稿では、近年他業態でも導入され始め、特に農協で導入が進んできている移動店舗と、今後農協での開催が一層増加すると見込まれるスマホ教室について取り上げた。いずれも、地域のニーズをくんで農協が始めたことが徐々に広がり、それが全国での企画としてさらに広がってきた、または広がることを見込まれている。

移動店舗は、通常の店舗からの距離が遠い地域における金融サービスへのアクセス確保に貢献しているだけでなく、自然災害等の非常事態時にも役割を発揮するようになってきている。また、農協によっては、移動店舗の停留所が人々の交流の場になっているケースもある。

先にみたとおり、一般にデジタルチャネルの普及は窓口利用ニーズの縮小につながるとみられるが、農協の移動店舗の主な利

用者である高齢層がデジタルチャネルを活用できるようになるためにはサポートが重要である。その支援策の1つになりうるのがスマホ教室であり、デジタル・デバイス解消への最初の一步になることが期待される。

携帯電話会社でもスマホ教室を実施しているにもかかわらず、農協のスマホ教室へのニーズが高いのはなぜだろうか。教室に仲間と一緒に参加できること、そして仲間同士で連絡を取り合ったり、農協のSNSをみたり、JAバンクアプリを利用したり、操作を覚えた後の使い道が具体的に想像できることも背景にあるのではないか。また、以前から行われていた組合員や利用者の対面での活動がコロナ禍で難しくなってきたことも、スマートフォンでのコミュニケーションへのニーズを強めているとみられる。

JAそお鹿児島では、同JAの様々な事業や活動をSDGsの17の目標のそれぞれに位置付けている。そお太くん号については、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」という目標、JAネットバンクやJAバンクアプリの普及は「8 働きがいも経済成長も」の目標に密接に関連すると位置付けている。

農協の移動店舗やスマートフォン教室の開催は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念にも非常によく合致すると考えられる。また、これらの取組みは金融包摂に

貢献するだけでなく、高齢層の孤独や孤立を防ぐなどより広く社会的包摂にも役割を發揮できる可能性がある。

<参考文献>

- ・梶間周一郎（2021）「数量的に分析した金融機関の店舗の変化—実際にアクセスが可能な実店舗数の推計から—」『農林金融』10月号
- ・金融広報中央委員会（2019）「インタビュー 若宮正子さん」『くらし塾 きんゆう塾』秋号
- ・国土交通省（2021）「令和3年版交通政策白書」
- ・JAそお鹿児島（2021）『そおれーいゆ』4月号
- ・JAやまがた（2020）『広報紙 JAやまがた』9月号
- ・重頭ユカリ（2021）「個人リテール金融市場の注目点—家計部門へのコロナ禍の影響を中心に—」『農林金融』1月号
- ・全国銀行協会（2019）「よりよい銀行づくりのためのアンケート（報告書）」2月
- ・総務省「通信利用動向調査ポイント」各年版
- ・高山航希（2019）「金融機関はデジタル化で身近さを失うか—欧州の銀行を事例として—」『農林金融』9月号
- ・高山航希（2021）「デジタル化で近接性を高めようとする欧州の金融機関」『農林金融』4月号
- ・刀禰和之（2018）「信用金庫の移動金融店舗車の導入動向について」『SCB金融調査情報30-5』5月
- ・日本銀行（2018）「『生活意識に関するアンケート調査』（第74回<2018年6月調査>）の結果」7月
- ・日本銀行（2020）「『生活意識に関するアンケート調査』（第82回<2020年6月調査>）の結果」7月
- ・日経リサーチ（2021）「金融総合定点調査『金融RADAR』2020」
- ・European Commission（2008），“FINANCIAL SERVICES PROVISION AND PREVENTION OF FINANCIAL EXCLUSION”.
- ・OP Financial Group（2021a），“OP Financial Group’s Financial Statements Bulletin 1 January - 31 December 2020 Background material”.
- ・OP Financial Group（2021b），“Together through the ages OP Financial Group’s Year 2020”.

（しげとう ゆかり）



『論語と算盤』『近江商人の系譜』そしてSDGs

今年のNHK大河ドラマ「青天を衝け」がおもしろい。主人公は、日本資本主義の父と言われている渋沢栄一。現在に生きる私は、朝起きてから夜寝るまで、彼が設立に携わった会社・組織の製品・サービスにお世話にならない日は一日たりともない。例えば、日経新聞、JR、東京証券取引所、みずほ銀行、王子製紙、帝国ホテル、聖路加国際病院、明治神宮……。数えきれないくらい多くの会社(約500)の設立や社会公共事業(約600)に関わり、近代日本の設計者の一人と呼ばれノーベル平和賞の候補にもなっている。2024年新しい一万円札の顔になれば、電子化が進展し紙幣の流通量が減るとはいえさらに頻繁にお目にかかることになる。

この渋沢の著書が『論語と算盤』。考えてみると論語とソロバンとは似ても似つかぬものであり、一方は人としてどう生きるか、もう一方は利益を得て金持ちになるにはどうするか、を象徴するものだ。このかけ離れた二つの概念を同時に実現するにはどうすればよいか、を説いたのが『論語と算盤』であり、渋沢の作った会社が他の財閥系会社とは一線を画していることからそれを実践したことがうなずける。

渋沢の主張を単純化していうと、目指すべきは株主価値よりも社会価値の追求を重視する資本主義であり、合本主義とも言われている。当時から、株主価値の最大化を追求する資本主義には重大な欠陥があることを見抜いていたわけで、その慧眼に驚かされる。世界金融危機の後、渋沢の思想が日本のみならず海外でも注目を浴びた理由は明確である。

こうしたことをつらつら考えていて思い出したのが、近江商人の「三方よし」、多くの人々が知る「売り手よし・買い手よし・世間よし」である。『近江商人の系譜』は、私が社会人になって間もないころ職場の先輩から薦められた本で、商売の心得が近江商人の理念として書かれており、協同組合の理念にも近いと感じた記憶がある。

「三方よし」の理念は、今の言葉でいうと「win-win」の関係を築いたうえでCSR(社会貢献)をしっかりすることを説いている。最近ではCSRというよりCSV

(共通価値の創造)と言ったほうがフィットするかもしれない。社会的な課題解決と企業利益の追求を両立する考え方であり、先ほど紹介した渋沢の思想にも通ずるものだ。

このCSVの概念を広く深くし発展させたものがSDGs(Sustainable Development Goals)だ。この単語、特に「サステナブル」とともに耳にしない日はないと言ってよいほど広まっているが、その内容を正確に理解している人は案外少ない。SDGsは、15年国連が採択した「持続可能な開発目標」であり、30年までに達成すべき社会課題を、17のゴールと169のターゲットに分け解決の目標とするもので、17年にはその進捗を測る244の指標も作られている。

SDGsが広まり始めたころ、日本にはすでに「三方よし」の考え方があり昔から取り組んできたことで目新しいものではない、といった反応があった。先ほども触れたとおり「三方よし」はSDGsの一部とも言えるが、決定的な違いがある。それは「時間軸」という第4の軸が明確に加わっている点だ。SDGsが実現できるかどうかは、この軸をどう意識するかにかかっているとと言える。

時間軸を意識すると、おのずと目標や経営計画の作り方も変わってくる。現状からスタートする従来の計画作りでは2030年までや2050年といった先の姿は描き切れない。存在意義やあるべき姿・実現したいこと(パーパスあるいはヴィジョン)をしっかりと位置付けたうえで、それに向けて誰が何をどうするか、を議論しなければならない。フォア・キャストからバック・キャストへの転換だ。経営者には、未来への強い責任感と困難に立ち向かう覚悟が不可欠だ。

それともう一点。「世間よし」の世間の範囲が格段に広がっていること。今や待ったなしの課題である気候変動や生物多様性の議論を進めると、最終的には我々人類が住む「地球の命」につながる。まさに世間は広いことも念頭に置かなければならない。

国・行政機関・企業・団体など様々な組織が、「サステナブル」を標榜し達成すべき目標や将来のあるべき姿をうたい始めた。言葉にまどわされることなく「今だけ、金だけ、自分だけ」になってはいまいか、今一度よく考えてみる必要がある。

((株)農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦・おおたけ かずひこ)

環境危機の時代に求められる地域農業構造

—ドイツ・ブランデンブルク州の農業構造モデルをめぐって—

主席研究員 河原林孝由基
九州大学 名誉教授 村田 武

〔要 旨〕

食と農のグローバル化・大規模化が進行するなかで先進国ではおしなべて中小家族経営の経営危機と離農が相次ぎ、この間に農業構造は激変した。一方で、農業が気候変動への対応と生態系保全の環境適合型への転換を迫られ、疲弊する農村の活性化が求められる現在において、農業・農村政策もまた転換を迫られている。

環境先進国ドイツでは連邦政府が気候変動対策や生態系保全をめざす積極的な政策を打ち出し農業にもその対応を求めるが、企業的大農場が支配的な東部ドイツ（旧東ドイツ）、とりわけ、ブランデンブルク州では農業構造に着眼し、地元農業者が地域の中核経営を構成し「農業構造の多様性」を確保できるようにする「農業構造法」を法制化して農村の過疎化と疲弊を打破しようとする動きが生まれている。

そこで本稿では、同州を中心に農業構造モデルをめぐる議論と法制化の動向等を紹介し、現在の環境危機の時代に求められる地域農業構造のあり様について示唆を得るものである。

目 次

はじめに

1 ドイツの農業構造とその変貌

2 ブランデンブルク州の農業構造

(1) 歴史的背景

(2) 農業構造をめぐる議論

3 農業構造法をめざして

(1) 望ましい農業構造とは

(2) 望ましい農業構造をめぐるアンケート

4 農業構造の目標設定と法案成立

(1) 農業構造の目標設定

(2) 農業構造法の成立

おわりに

はじめに

食と農のグローバル化・大規模化の負の側面として、農産物・食料の国際価格の乱高下、気候変動や災害、大規模な土地収奪、環境汚染、水資源の枯渇、多国籍企業による種子の囲い込み、食の安全性などの問題を生み出してきた。今まさに農業・食料生産システムと地域の持続可能性が問われている。こうしたなか、家族農業がこれら問題解決に期待できるとして、国連は「家族農業の10年」(2019~28年)を定めた。家族農業は経済・環境・社会面で重要な要素を構成しており、農民は食料を生産すると同時に社会の課題解決に貢献できる存在として^(注1)期待される。

家族農業すなわち家族労働が主な農作業を担う中小家族経営は、食と農のグローバル化・大規模化が進行するなかで先進国ではおしなべて経営危機と離農が相次ぎ、この間に農業構造は激変した。一方で、農業が気候変動への対応と生態系保全の環境適合型への転換を迫られ、疲弊する農村の活性化が求められる現在において、農業・農村政策もまた転換を迫られている。

環境先進国ドイツでは連邦政府が気候変動対策や生態系保全をめざす積極的な政策を打ち出し農業にもその対応を求めるが、企業的大農場が支配的な東部ドイツ(旧東ドイツ)、とりわけ、ブランデンブルク州では農業構造に着眼し、地元農業者が地域の中核経営を構成し「農業構造の多様性」を

確保できるようにする「農業構造法」(Agrarstrukturgesetz)を法制化して農村の過疎化と疲弊を打破しようとする動きが生まれている。地域農業構造のなかで「農民的家族経営」(der Bäuerliche Bauernbetrieb)が中核になるのが望ましいといった議論も盛んになってきた。そこで本稿では、ブランデンブルク州を中心に農業構造モデルをめぐる議論と法制化の動向等を紹介し、現在の環境危機の時代に求められる地域農業構造のあり様について示唆を得ることとしたい。

また、旧東ドイツ(ひいては中東欧の旧社会主義諸国)の体制移行後現在に至る農業事情について日本で紹介されることは少なく、本稿のもつ学術的・社会的意義も意識し執筆している。

(注1) 国連「家族農業の10年」がスタートするにあたり現下の情勢を整理し、改めて家族農業の価値を問い、「家族農業をSDGsの主役に」と家族農業を関連政策の中心に位置づけ政策支援を具体化するよう提言をしている(河原林(2019a))。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1901re9.pdf>

1 ドイツの農業構造と その変貌

ドイツの農業経営構造の変化は、まず農業経営数の減少が顕著であるところに示されている(第1表)。2005年の36万6,000経営から12年には28万7,200経営になった。その間、7万8,800経営(21.5%)も減少している。うち旧東ドイツ(2万8,400経営から2万4,000経営に減少)を除く旧西ドイツ地域の農業

第1表 ドイツの州別農用地面積と農業経営数(2005・2012・2017年)

(単位 万ha、千経営、%)

	農用地面積	農業経営数			1経営当たり農用地面積(ha)
	17年	05	12	17	17
旧西ドイツ計	1,116.4 (66.9)	337.6 (92.2)	263.2 (91.6)	244.6 (96.9)	46
うち南部2州	454.7 (27.2)	175.2 (47.9)	137.5 (47.9)	128.6 (47.8)	35
バイエルン州	312.8 (18.7)	124.3 (34.0)	94.4 (32.9)	88.6 (32.9)	35
バーデン・ヴュルテンベルク州	141.9 (8.5)	50.9 (13.9)	43.1 (15.0)	40.0 (14.9)	35
都市州	2.5 (0.1)	0.8 (0.2)	1.1 (0.4)	0.8 (0.3)	31
旧東ドイツ計	552.3 (33.1)	28.4 (7.8)	24.0 (8.4)	24.6 (9.1)	225
ブランデンブルク州	132.3 (7.9)	6.2 (1.7)	5.5 (1.9)	5.4 (2.0)	246
メクレンブルク・フォアポンメルン州	134.6 (8.1)	5.0 (1.4)	4.7 (1.6)	4.9 (1.8)	277
ザクセン州	90.1 (5.4)	7.9 (2.2)	6.1 (2.1)	6.5 (2.4)	140
ザクセン・アンハルト州	117.6 (7.0)	4.5 (1.2)	4.2 (1.5)	4.3 (1.6)	274
チューリンゲン州	77.8 (4.7)	4.8 (1.3)	3.5 (1.2)	3.5 (1.3)	221
合計	1,668.7(100.0)	366.0(100.0)	287.2(100.0)	269.2(100.0)	62

資料 DBV,Situationsbericht2006/07,2013/14,2018/19版

(注) 1 カッコ内の数値は構成比(%)。

2 ドイツ政府は、1998年農業センサスマでは農用地面積1ha以上、99年からは2ha以上であった農業経営基準を、2010年から主業・副業経営に関係なく農用地面積5ha以上に変更している。

経営数は26万3,200経営になった。ドイツの農業センサス基準では、農業経営は10年にそれまでの農用地面積の下限2haから5ha基準となったことを差し引いても、2000年代に入ってから農業経営数の減少は異常なものとするべきであろう。なお、旧西ドイツの1987年の農業経営数(農用地規模1ha以上)は68万1,010経営(うち農用地面積5ha規模以上は69.7%で47万4,737経営)であったことから、この四半世紀における農業経営構造の変化は非常に大きい。経営数増減分岐点は100ha(1経営当たり平均農用地規模が100ha未満だと経営数は減少傾向)になった。

州別に17年の農業経営数をみると、バイエルン州に8万8,600経営(旧西ドイツの36.2%、全ドイツの32.9%)と、全ドイツの農業経営の3分の1が集中する。バイエルン州西隣のバーデン・ヴュルテンベルク州の4万経営(旧西ドイツの16.4%、全ドイツの

14.9%)を合わせれば、この南ドイツ2州に12万8,600経営(旧西ドイツの52.6%、全ドイツの47.8%)と全ドイツの半分の経営が存在する。農用地面積では、バイエルン州が312.8万ha(18.7%)、バーデン・ヴュルテンベルク州が141.9万ha(8.5%)と全ドイツの農用地の27.2%、4分の1強である。両州の1経営当たり平均農用地面積は35haと、都市州(ベルリン・ハンブルク・ブレーメン)と並んで小さい。

一方、東部ドイツ(旧東ドイツ)では、ブランデンブルク州(5,400経営)の1経営当たり平均農用地面積は246ha、メクレンブルク・フォアポンメルン州(4,900経営)は同277ha、ザクセン州(6,500経営)は同140ha、ザクセン・アンハルト州(4,300経営)は同274ha、チューリンゲン州(3,500経営)は同221haとなっている。これは、旧東ドイツではかつての大規模集団経営である農業生産

協同組合（LPG）や国営農場（VEG）を中心にした社会主義の大規模経営構造を引き継いだ有限会社や協同組合などの大型法人経営中心の構造になっていることによる。なお、経営数が12年の2万4,000経営から、17年には2万4,600経営に600経営増加しているのは、この間に大規模経営の経営分割があったことによるものである。

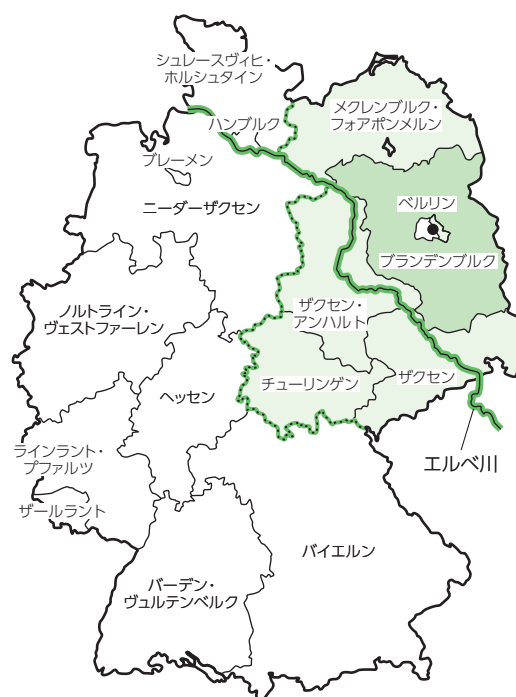
2 ブランデンブルク州の農業構造

(1) 歴史的背景

ブランデンブルク州は、ドイツに16ある連邦州のひとつで、旧東ドイツ（ドイツ民主共和国〔DDR〕）の東部の州で、1990年の東西ドイツ統一の際に誕生したポツダムを州都とする「新連邦州」である。なお、ドイツ連邦の首都ベルリンが地理的にはこの州内にあるが、ベルリンは都市州として独立した別個の州である（第1図）。

ブランデンブルク州は北に隣接するメクレンブルク・フォアポンメルン州とともに、エルベ川の東の地域であったので「オストエルベ」（東エルベ）と呼ばれ、大規模な領主農場（領主をグーツヘルといい、その俗称がユンカー）が支配的な農業構造をもっていた。第二次世界大戦後、旧東ドイツでは土地改革により領主農場制は無償没収によって解体され、零細農民や東部からの避難民に農地が分与された（創設された農家を「新農民」という）。しかし、新農民に与えられた農地はほとんどが5 ha未満で、農業機

第1図 ドイツ地図



資料 筆者作成

械や肥料なども決定的に不足していたので安定した農家経営を築くのはむずかしかった。そこでDDR政府はソ連邦のコルホーズ（集団農場）をモデルに、「農業の社会主義的改造」だとして、1960年から本格的に農民の集団化（個々の農家経営を農業生産協同組合〔LPG〕に統合）を強行する。しかも、90年の東西ドイツ統一後も、大規模なLPG農場を解体し、農地を農民に返還して農家経営を再生させるのではなく、協同組合や有限会社^(注2)の形態で、大半のLPG農場がそのまま継承されたのである。

そのような大農場主体の農業構造については、旧東ドイツ全域で以下のような大きな問題を生みだしてきた。

「・経済的弱体化、文化的貧困化、そして最後に農村地域の過疎化

・移住、自立性、そして農村住民の参加の喪失

・エネルギーや食料の地域的、分散的供給能力の低下

- ・農村景観の単調化
- ・農業環境における種の消滅
- ・土壌の破壊（有機質の喪失、土壌の硬化、汚染物質の増加）
- ・地下水の汚染
- ・専門家気質や利益だけを考える傾向が強まり、農業者の一般的知識や実践能力が失われる

・そしていうまでもなく大量生産される農産物の質も低下する^(注3)

それに加えて、とくにこのブランデンブルク州とメクレンブルク・フォアポンメルン州では、08年のリーマンショック後の低金利のもとで、西部ドイツの農外資本に投機的な投資機会を提供したのが、これらの大農場の買収ないし資本参加であった。そしてそれにとまなう農地価格・借地料の高騰が地元の農業者の規模拡大や、農民経営の新規参入を困難にしたことが、これら地域の若者の西部ドイツへのさらなる流出、農業就業者の高齢化、そして農村地域の過疎化を激化させることになったのであり、政党、農業団体等の危機感を高め、州政府に対応を迫ることになったのである。

(注2) ここでいう「協同組合」は、ドイツ国民にとっては旧東ドイツの社会主義的「集団農場」を想起させるものだが、これとは区別する意味で、ライフアイゼン・バンクやライフアイゼン・エネルギー協同組合といったように、世界で初めて農村信用組合を設立した“協同組合の父”F.W.ライフアイゼンの名を冠して彼の協同組合

理念のもとで運営していることを強調する協同組合も多い。

(注3) Beileites, M. (2012), *Leitbild Schweiz oder Kasachstan?: Zur Entwicklung der ländlichen Räume in Sachsen; Eine Denkschrift zur Agrarpolitik*, Abl Bauernblatt Verlag, S.77-78. このM・ベライテスの見解は、村田 (2020) が要約して紹介している。

なお、東部ドイツではDDRの社会主義集団農業の時代にすでにさまざまな問題を生みだしていたことについては、谷口 (1999) が「社会主義大規模農業経営（農業の工業化路線）の蹉跌」^(注4)として指摘している。

(2) 農業構造をめぐる議論

ブランデンブルク州議会は州の農業構造と農業の担い手の現状について20年1月22日付け議事録で以下の総括をしている^(注4)。

「農外の投資家は、とくに08年の世界的金融危機・リーマンショック以降の低金利のもとで、農業経営の買収、またはその持ち株の一部買収（Unternehmensanteil, Share Deals）、農用地の獲得などを利益のあがる投資機会とみなしてきた。その結果、限られた農地をめぐる競争が激化し、耕地の価格や地代を引き上げ、地域における土地の減少と土地集中がひどくなり、がんばってきた土着の農業者の経営拡大と地域に根ざした農業の発展を阻害している。」

1990年代～2006年まで1ha当たり2,600～2,700ユーロ水準で安定していたブランデンブルク州の農用地価格は、07～08年に3,000ユーロ台、09年4,700ユーロ、10～11年6,000ユーロ台、12年7,300ユーロ、13年8,500ユーロ、14年1万ユーロとなり、17年には1万1,372ユーロまで上昇した。借地料も1ha当たり60～80ユーロであったのが、09年には

100ユーロとなり、その後も上昇して17年には156ユーロとなった。ところがこの間の農業収益（ha当たり、有機農業経営を除く）は、10年の1,912ユーロから17年の2,222ユーロで停滞していたのである。

州議会党派「同盟90/緑の党」の19年6月のニューズレター「短信」(KURZ & KNAPP)では、その要因を以下のように説明している。^(注5)

すなわち、農外の投資家が安定した投資場所をブランデンブルク州の農地にみつけたこと、しかも農地の直接買収ではなく農場資産の一部買収（出資金買収、Share Deals）によって不動産取得税の支払いを回避できたからである。そして同州の農業経営構造が大規模経営に偏しており（ブランデンブルク州では経営規模200ha未満の農場はわずか12.7%であった。全ドイツ平均では逆に200ha以上経営が12.7%であった）、農外資本の買収に対して抵抗力を弱めていたこともあり、結果的に大規模な農地の所有構造の不明瞭化が進み、州の農業の多様性が弱まり、安価な量産農産物の生産に集中することで地域の価値生産や担税力を弱め、したがって農村地域を弱体化させることになった。加えて、農民経営にとっては農地や草地の買収に金が掛かり、農産加工・販売、農村ツーリズム、環境・動物保護に必要な投資を困難にしたのである。

また、同ニューズレターでは、具体的にブランデンブルク州東端のメルキッシュ・オーデルラント郡の事例をもって示している。^(注6)

同郡農用地のうち62%すなわち8万haは法人経営のものであるが、07年～16年の間に、郡内農用地合計の25%がその所有者を変えており、5%（6,300ha）が出資金買収によるものであった。その結果、16年の郡内の法人経営の所有構造（農用地面積の割合）を概観すると、域内つまり地元の農民家族が実際に経営を担っているのは半分弱にすぎず、他方で、域外からの企業によって買収され実際に経営されている農場がほぼ3割に達するまでになっている。これについて、「同盟90/緑の党」が「農業の安値売却がたけなわ」と表現したのもうなずける。

こうした実態が、土着の農業者・農民家族経営や地域に根づいて経営する法人が農業経営の中核をなすべきだとする「農業構造モデル」を明確にした農業構造法を制定すべきだとする議論を高めることになったとみられるのである。

(注4) Ministerium für Landwirtschaft, Umwelt und Klimaschutz (MLUK) Brandenburg (2020), "Agrarstrukturelles Leitbild als Grundlage für ein neues Bodenmarktrecht in Brandenburg," Web版

(注5) Bündnis 90/Die Grünen im Brandenburger Landtag (2019), "Ein Agrarstrukturgesetz für Brandenburg Den Ausverkauf der Brandenburger Landwirtschaft stoppen," KURZ & KNAPP, Stand:Juni. Web版

(注6) ブランデンブルク州の地方自治体は、広域自治体の14郡（Landkreis）と基礎自治体の420市町村（Gemeinde）の2層構造をとる。市町村は、市と町と村の総称ではなく、日本の市町村に相当する地方公共団体の意味である。

3 農業構造法をめざして

(1) 望ましい農業構造とは

問題は、リーマンショック後にブランデンブルク州で、数多くの農業経営や土地が主として西部ドイツの農外企業の買収の対象になってきたこと、そして地元の農業者が関心をもっていた土地が州外の農業経営に買われたことにあった。後述のように、同州では農地の法整備が遅れ、地元の農業者の経営の利益になるような農地の「先買権」の利用ができなかった。同州の先買権には農業構造に関わる目標設定、すなわち地域外遠隔地からの純粹の企業家が農場経営に関わることが農業構造上不都合であるとみなし、それを抑えるとするような目標は設定されていなかったからである。

既存のドイツ（旧西ドイツ）の農地法制、すなわち土地取引法（1961年）、全国入植法（1919年）、農地借地法（1985年）はいずれも、農業者ができるかぎり自作地を保有して経営的に安定し、農地価格や地代の高騰を防ぎ、農業者がその経営を獲得したり、借地したりするうえで経済的な不利を被らないようにすることを目的にしてきた。そして90年の東西ドイツ統一後の06年に、これらの農地法制権限が連邦制度改革とともに連邦から州に移管されたにもかかわらず、ブランデンブルク州は独自の法改正権限を行使せず、とくに西部ドイツの農外資本による農用地買収を規制しなかったところに問題があったというのである。

そこで、州議会は幅広い討論を組織し、遅くとも20年末までにブランデンブルク州のあるべき農業構造モデルを明確にし、農業構造法制定のための農業構造目標を定めることをめざした。そしてその中核にある考え方は、土着の農業者—農家族経営であるか地域に根づいて経営する法人であるかを問わず—の立場を農外投資家に対して強化すべきだということである。^(注7)

(注7) Ministerium für Landwirtschaft, Umwelt und Klimaschutz (MLUK) Brandenburg (2020), “Agrarstrukturelles Leitbild als Grundlage für ein neues Bodenmarktrecht in Brandenburg.” Auszug aus Landtag Brandenburg, Drucksache 7/471-B vom 22. Januar.

なお、ブランデンブルク州議会の第7選挙期（19年～）の党派別構成は以下のとおりである。SPD（ドイツ社会民主党）25、CDU（キリスト教民主同盟）15、Linke（左翼党）10、AfD（ドイツのための選択）23、B90/Grüne（同盟90/緑の党）10、BVB/FW（市民運動ブランデンブルク州連盟/自由選挙民）5、（合計88議席）

(2) 望ましい農業構造をめぐるアンケート

ブランデンブルク州農業・環境・気候保護省は農業構造法の法制化に先立ち、20年3月に「ブランデンブルク州における農業構造の目標設定」に関するアンケートを実施している。以下の諸点についての賛否が問われており、どのような論点があったかをうかがい知ることができる。^(注8)

(注8) Ministerium für Landwirtschaft, Umwelt und Klimaschutz (MLUK) Brandenburg (2020), Agrarstrukturelle Zielsetzungen im Land Brandenburg, Stand 2.3, Web版

<アンケート内容>

上位目標について

その所有者が自ら経営する農場で生活し、経済的にそれを支えられる所有構造にあるしっかりした農業経営が、安定した農業構造の基礎である。

A. 経営構造と土地の配分に関する目標について

1. 農用地についての土地投機は阻止されるべきである。
2. ブランデンブルク州の経営に関する構造は、経営規模やその法的形態だけでなく、生産の発展方向でも、主業経営であるか副業経営であるかでも多様であるべきである。
3. 少数経営による地域内での土地集中は回避されるべきである。
4. 農用地所有の幅広い分散が奨励される。
5. 農業経営は、直接的であるか間接的であるかを問わず、農外所有者による支配、また農外利益を追求するものであってはならない。
6. 経営はその経済的安定性を確保するために、自作地率をできるかぎり高めるべきである。
7. 若い農業者や新規就農者が土地を獲得するのを容易にすべきである。
8. 非農業者が土地購入者もしくは先買権行使者になりうるのは、その目的が土地の農業構造目標にふさわしいものであり、農外目的をめざすものでない場合であって、厳しい条件のもとで農業者と同等に扱われる。
9. ブランデンブルク州内の農地をもたない農業経営が、州内で雇用者に経営をまかせる場合には、非農業者と同等とみなされる。
10. 農用地の購入価格は一般的な取引価格を上回るべきではない。現実には、それはすでに農業内での取引価格を上回っている。

B. 先買権について

先買権の行使にあたっては、競争がある場合には、以下の要件をもっとも良く満たした農業者に優先権が与えられるべきである。

- 購買農地と地域的に関係のある自作経営
- 自家労働力を保有する経営
- 経営が地域の価値生産に貢献できること（例えば農場店舗、地域内の食品加工企業との協同）
- 経営が地域社会の多様性を高めるために貢献できること（例えば直売、ツーリズムの提供、農村地域での催しの開催）
- 若い農業者（40歳まで）または新規就農者
- 主業経営者
- 園芸経営
- 認証有機経営
- 土地と結びついた畜産（圧倒的に自作農地による家畜飼育であること）
- 実的な理由のある土地需要
- 農業教育を提供する経営

C. 借地について

1. 借地料はその土地から持続的に得られる作物収量にふさわしいものであるべきである。
2. 借地契約は借地取引当局に確実に届けられるべきである。

4 農業構造の目標設定と 法案成立

(1) 農業構造の目標設定

ブランデンブルク州農業・環境・気候保護省は農業構造法の法制化をめざして、先述のアンケート結果などを踏まえて、以下

のような「ブランデンブルク州に求められる農業構造」を公表した（ゴシック体による強調は筆者による）。政策面では地元農業者が地域の中核経営を構成し「農業構造の多様性」を確保できるよう土地所有の分散を促し、望ましい農業構造にとって不都合な土地分割を抑制する。^(注9)

<ブランデンブルク州に求められる農業構造>

1) ブランデンブルク州の農業構造・農地市場

ブランデンブルク州の面積の約45%は農業用地である。2016年では5,318農場が132.3万haを経営し、その平均経営規模は249haであった。登録協同組合経営が平均1,400ha、有限会社経営が610ha、個人経営が約90haであった。法人経営が経営総数の18%、農地の約57%を占める。

登録協同組合経営数は今世紀に入って20%、259から198経営に減少した。他方で、有限会社経営が28%、580から740経営に増え、総農地の約34%を占める。60%の経営は副業経営であって、農地では23%を占める。農地転用は2000年の24.2万haから、2017年には28.2万haになった。これは毎日、農地が6.4ha減少していることを意味する。

州内の農地借地率は67%である。個人経営の自作地率は約40%、法人経営のそれは28%である。多くの経営が借地経営である。農業収益は、農地の買取りを行う資金を得るには通常十分ではない。そうした状況のもとでの低水準の農地価格が農外からの資本投下につながったのである。

ブランデンブルク州の農地の平均価格は、1996年～2006年の間は1ha当たり2,500～3,000ユーロで安定していた。その後になると地価は4倍にもなり、2006年時点の2,792ユーロが、2016年には1万2,458ユーロにもなった。

連邦政府の土地評価・管理有限会社（BVVG^(注1)）がブランデンブルク州で管理している農地は2018年1月1日現在で3万9,300haであって、それはBVVGの民営化原則にもとづいて売却が求められている。ブランデンブルク州が所有する農地は約3万4,000haである。州内の土地の農業用先買権は、実質的にザクセン・アンハルト土地有限会社（die Landgesellschaft Sachsen-Anhalt mbH^(注2)）がもっている。

ブランデンブルク州では全農地の70%は経営規模500ha以上の経営によっている。法人経営と大規模経営が支配的であることを計算に入れると、必要な世代交代はまず第一に、完全にか部分的にかではあっても、非地元の農外投資家の投資目的によるものとなる。それ以外に農場吸収のための資本は集めようがないからである（2017年のチューネン研究所の研究に詳しい）。

非地元の農外投資家への出資金売却（Anteilverkauf）がかなりの大きな農地面積について新たな出資金保有構造（Holdingstruktur）を生み出した。その農地の経営は、地元の農村住民による関与が少なくなった。かくして農業がますます農村の構造とはかけ離れたものになっている。それは働き場、地域の価値創出や税収の喪失につながり、農村を危機にさらしている。

ブランデンブルク州はしたがって、土地市場政策のあり方の改善に努め、それによって、農業構造にとって不都合な土地分割を抑え、農民と地域に結びついた農業の発展可能性を保証すべきである。そこで州は、以下のような求められるモデルを確認している。

2) ブランデンブルク州の農業構造ならびに土地市場政策に求められるモデル

ブランデンブルク州の農業構造政策は農村地域の経済的、社会的ならびに生態学的安定に寄与し、農産物の州およびベルリンへの地域的供給を確かなものにしなければならない。それには、農民的経営が支配的な多様な農業構造になるように方向づけられるべきである。それは土地所有を幅広く分散させるという目標とも結びついて

いる。とりわけ農村住民が、世代を超えて農業による土地利用ならびに借地によって所得や資産を確保できるようにしなければならない。

州の農業構造政策に求められるモデルは、主業ならびに副業農業経営が、

- ―地元の男女の農業者に担われること
- ―耕種部門と農地に結びついた畜産が複合していること
- ―兼業機会の多様性をもつ農業経営であり、地域の価値創出を促進するものであること
- ―自然保護、環境保護、気象保護に大きな社会的貢献を行うこと
- ―その土地所有者が農村自治体で社会的に積極的に参加し、農村の社会経済的發展や人口増に貢献すること

3) 土地市場政策の目標

- ―既存の、また新設の農民的農業経営を主業・副業ともに保全すること
- ―土地所有を幅広く分散させること。また非農業者には、その所有の分散を求めること
- ―農地の獲得ならびに借地においては地元の農業者を優先すること
- ―地域の土地市場で市場を支配できるような状況は阻止すること
- ―土地投機の防止
- ―農地の売買価格、借地地代は農業収益の枠内であるべきこと

購入や借地で農地を手に入れることは農業経営にとって決定的な意味をもっている。農業構造の目標を達成するには、中小農業経営やしっかりした営農構想をもった新規就農者が農地を入手できるようにしなければならない。

4) 農業構造・土地市場政策の具体的展開

―土地市場の透明化

土地市場の明確化が、市場データ調査の改善ならびに市場データの公的な集積によってなされるべきである。ブランデンブルク州は連邦ならびに諸州と連携して、統一し比較可能な方法を採用し、官僚主義的な経費をできるかぎり削減し、データ保護を確実にすべきである。ブランデンブルク州の毎年の土地売買価格統計が土地市場の状態を実際に説明することになる。農地についての売買価格統計には売却者と購買者のタイプについての指標が追加され、公表されるべきである。さらなる明確化が土地市場法の執行のためになされるべきである。

―土地市場の所有分散化と規制強化

土地は限りある資産である。土地所有の分散化を図り、農業構造上不利な土地分割を抑止するためには、土地市場についてのしっかりした規制が必要である。なお現在の経済環境を保証するために、ブランデンブルク州政府は農業土地法の現代化を行う。その際に、州は農地市場に関する連邦・州作業グループの提言に従い、その実施を積極的に行う。

―公益土地会社

ブランデンブルク州は公益土地会社を設立する。ブランデンブルク州土地会社の優先的目的は、このモデルに沿った農業構造を推進し、持続的な土地管理や総合的な地域発展に寄与するところにある。

―公有の土地

ブランデンブルク州は公有の土地をこれ以上売却することなく、農業構造上の目的の達成に役立てる。

―土地保護と気候保護

ブランデンブルク州の農業政策の最大の目標は土地のもつ機能を維持し改善するとともに、気候保護である。州はすべての人間の生活条件としての肥沃な土地を維持する腐植質に富んだ農業を促進させる。土地利用はしっかりした専門的実践のもとに行われる。農地の農外転用は確実に抑制され、2035年までにゼロにまで減らされる。褐炭鉱山のために破壊された土地は農林地に戻す。

(注1) 土地評価・管理有限会社 (die Bodenverwertungs-und-verwaltungs GmbH, BVVG) は、連邦政府企業であって、30年までに旧DDR時代の人民所有 (国有) 農林地を民間に払い下げを法的任務とする。

(注2) ザクセン・アンハルト土地有限会社 (die Landgesellschaft Sachsen-Anhalt mbH) は、1992年に設立されたザクセン・アンハルト州所有の土地管理会社で、同州ならびに周辺諸州の公有地の管理を引き受けている。

(注9) 農業構造上の不利益をもたらす農地分割の具体的内容としては後述「ブランデンブルク州農業構造法」第9条に法制化をみるが、そこには相続に際しての認可・制限事項が含まれている。ドイツ（ゲルマン系民族）では農地の相続は親がリタイアする際に子が金銭的な対価を支払って買い取ることが一般的であり、農地売買は相続といった世代交代の際にも発生することに留意が必要である。

(2) 農業構造法の成立

かくして、農業構造法は20年6月22日に

ブランデンブルク州議会で可決・成立した。採決は全会一致だったとみられる。法律の正式名称は「ブランデンブルクの農業構造を改善するための法律（ブランデンブルク州農業構造法）」（Gesetz zur Verbesserung der Agrarstruktur in Brandenburg [Agrarstrukturgesetz Brandenburg - ASG Bbg]）である。以下にその要点を示す（ゴシック体による強調は筆者による）。

＜ブランデンブルク州農業構造法（抜粋）＞

第1条 法の目的

本法は農業構造にとつての、またブランデンブルク州の農村が農業構造上不都合な土地分割によって被る危険と重大な不利益を防ぐことに貢献する。農業構造上の目的は、とくに**持続的に経営する農民経営の確保と地価や借地料の高騰を抑制**することにある。本法はさらに、**ブランデンブルク州の農業構造モデルへの転換**、とくに社会的市場経済原則としての土地の所有権の幅広い分散に貢献する。

第4条 認可義務をともなう法的行為

以下の法的行為は認可が必要である。

1. 土地の共有部分の譲与もしくは譲渡
2. 遺産が主としての農林地である場合の相続部分の共同相続者以外への譲渡
3. 農林地の用益が対象である土地同等の権利の譲渡
4. 用益権の引渡し

第9条 認可拒否または制限

(1) 以下については認可が拒否されるか制限がなされる。

1. 第1条に規定された土地分割が農業構造上不利益をもたらすような譲渡
 - a) 相続者が農業活動を行わないか、行わないと見込まれる自然人ないし法人である場合
 - b) 相続者が地域の土地市場で支配的な地位にあるか、相続でそれを手に入れるかをすることで、地域の土地所有分散が弱められる場合
 2. 土地の、または連担し、経済的に一体の土地の大部分が譲渡され、譲渡を受けた者がその土地を非経済的に縮小したり分割する可能性がある場合
 3. **対価が土地の価値に対してあまりに不均衡**である場合
- (2) その経営が**750ha以上を所有**しあるいは土地取引でそれに到達する場合は、**市場支配的で土地の分散を阻害する地位にある存在**である。
- (3) 相続紛争や剰余またはその他の法律行為による譲渡で土地が非経済的な縮小や分割が行われて、
1. 自立した経営としての存続が困難になる場合
 2. **2ha未満の農地**になる場合、または
 3. 通常の林地経営が保証されているとみなされるであろう**5ha未満の林地**になる場合
 4. 耕地整理で分割されたか、公的な手段で拡大されたか、もしくは移住した経営の相続地が、農業構造の改善方策に矛盾する場合
- (4) 地域の**通常地価を10%以上上回る価格**で取引される場合

第11条 先買権

- (1) 第9条第1項に反しない場合、地元の農業者が先買権を有する。地元とは、取引される土地の10km圏内に経営の農業者をいう。地元の農業者とは売却される土地の10km圏内においてまともな経営を設立する意思のある者をいう。
- (2) 第9条第1項に反しない取引を申請する農業者や個人がいない場合には、第18条で規定する協同開発有限会社（Gemeinnütziges Unternehmen mbH）ーブランデンブルク州土地会社であって、農村開発に必要な土地を取得・活用する一が先買権をもつ。

第20条 借地契約の届出

- (1) 借地契約を地主は届出しなければならない。

第21条 借地契約の届出免除

- (1) 2ha未満の土地の借地取引

第22条 借地契約への異議

- (1) 関係当局は以下の場合には、借地契約に異議を申し立てることができる。
 1. 土地の賃貸が土地利用において農業構造上不利益な土地分配となり、農用地の不利益な集中を意味する場合であって、借地人の借地面積が1,000haを超える場合
 2. 土地または位置的にあるいは経済的に連担している土地の賃貸によって、土地利用が不経済的に分割される場合
 3. 借地料が通常の経営で持続的に得られる作物収量にふさわしくない場合、または
 4. 借地料が当該市町村の平均借地料を30%以上上回る場合

第24条 優先的借地権

- (1) 賃貸される土地から10km圏内にある地元の農業経営は優先的借地権を有する。地元の農業者とは、賃貸される土地と同じ市町村でまともな経営理念にもとづく経営を行っているか、隣接市町村で新たに経営を創設する意思のある者をいう（10km圏内の代替措置）。

このようにブランデンブルク州では、①農地取引についての認可制度の導入、②先買権の設定、③借地についての認可制度、④優先的借地権の設定などを通じて、望ましい農業構造の実現をめざそうとしている。

農業構造法の政策形成プロセス等については、政党から自立した中小農民団体であるAbL（農民が主体の農業のための行動連盟）が「ブランデンブルク州農業構造法」についてのコメントを発表（オンライン通信〔Unabhängige Bauernstimme〕19年9月9日付け“Ost- Agrarstruktur ist kein Zufall [東

部での農業構造法は偶然ではない]”）しているので紹介しておく。要旨は以下のとおりである。

いわゆるShare Deals（出資金買収）は農場の出資金の95%までの買収であるならば土地取得税を免除されたことが、この方式での西部ドイツの農外投資家による買収を促したのである。

14年に、ザクセン・アンハルト州の農相であったキリスト教民主同盟（CDU）のO・エイケンス（Otto Aeikens）がとくに農場の分割買収を認可制にしようという農業構造

法の制定をめざしたが、農業者同盟（DBV）^(注10)の反対に遭って失敗した経緯がある。

ブランデンブルク州では緑の党の州議会議員であったA・フォーゲル（Axel Vogel）が、長年の委員会等の議論を踏まえて農業構造法を提案した。これが多数の賛成を得ることになったのは、州の農業構造モデルを明確にし、地元農民経営の強化をめざし、農外投資家の影響に制限を加えるとしたところにあった。彼が強調したのは、「農業構造は土地の経営のあり方がポイントであって、これまでの投資家による大経営は、まず畜産を、次いで野菜栽培を放棄し、バイオガス発電をやるだけだったではないか」^(注11)であった。これにブランデンブルク州農業者同盟会長のH・ヴェントロフ（Hendrik Wendtorf）も賛成し、キリスト教民主同盟（CDU）や左翼党（Linke）も最後には意見を変え、州農業省を握る社会民主党（SPD）も以前の反対の態度を変えて、法案提出に向けての基調報告を農相が行うに至った。この農業構造法で、東西ドイツを隔てた壁の崩壊後30年にして、多様な農業構造のための象徴がようやくブランデンブルク州で生まれたのである。^(注12)

(注10) 「ドイツ農業者同盟」(DBV) は大規模経営や食品加工業界が影響力をもつ主流農業団体である。それに対して、中小農民経営団体の代表格がAbL（農民が主体の農業のための行動連盟）である。

(注11) ドイツでは固定価格買取制度のもと売電収入を増やすべく、家畜飼料としてではなく、エネルギー作物としてバイオガス発電の原料のためのトウモロコシ（デントコーン）栽培が拡大した。それを「トウモロコシだらけ」との表現でバイオガス発電が本来の有機・循環型農業とかけ離れたものになっている側面があるとの指

摘をしている（河原林（2017a））。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1701gr2.pdf>

(注12) なお、20年11月16日付けのAbLのオンライン通信“Sachsen-Anhalt: Regierungsfractionen legen Entwurf für Agrarstrukturgesetz vor (ザクセン・アンハルト州：州政府与党が農業構造法案を提案)”によると、ザクセン・アンハルト州においても州政府与党のCDU、SPD、同盟90/緑の党が、農業構造法案を提出したとのことである。

おわりに

本年4月に農業構造法は施行された。同法の前提となる農業構造の目標設定では「農民的経営が支配的な多様な農業構造が地域農業の環境適合型農業への転換を可能にし、それが同時に農村地域の活性化に道を開く」という考え方にもとづいている。本稿は文献調査を主体としており、この新法の実際の評価については今後の現地調査を踏まえる必要があるが、一連のブランデンブルク州での取組みに通底する「現在の環境危機の時代にどのような農業構造が環境適合型農業への転換を担えるのか、それにはどのような政策的支援が必要なのか」というテーマは重い。

地域農業構造のあり様に着眼することによって農業・農村が抱える課題解決をめざす政策アプローチは環境適合型農業への対応をはじめ、農業経営の大規模化・画一化や農外資本・域外資本の参入、農地取得・取引に関する論点など、我々に多くの示唆を与えてくれる。

<参考文献>

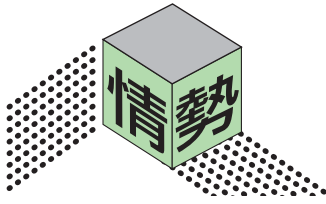
- 河原林孝由基 (2017a) 「“トウモロコシだらけ” ドイツからの警鐘—エネルギー作物栽培とバイオマス発電の実際—」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、22～23頁
- 河原林孝由基 (2017b) 「“農場” と名乗ることのプライド—ドイツ・ヘーグル農場でのバイオマス利用—」『農中総研 調査と情報』web誌、3月号、20～21頁
- 河原林孝由基 (2019a) 「家族農業をSDGsの主役に—国連『家族農業の10年』を迎えるにあたって—」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、20～21頁
- 河原林孝由基 (2019b) 「“トウモロコシだらけ” から“ミツバチを救え” —ドイツ・バイエルン州にみる農業と生物多様性の新局面—」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号、28～29頁
- 河原林孝由基 (2019c) 「新たな協同のかたちへ『ヘーゼルナッツ協同農園』 —ドイツ・バイエルン州にみる家族農業経営の新展開—」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、14～15頁

- 谷口信和 (1999) 『二十世紀社会主義農業の教訓—二十一世紀日本農業へのメッセージ—』農山漁村文化協会
- 村田武 (2016) 『現代ドイツの家族農業経営』筑波書房
- 村田武・河原林孝由基編著 (2017) 『自然エネルギーと協同組合』筑波書房
- 村田武編著 (2019) 『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』筑波書房
- 村田武 (2020) 『家族農業は「合理的農業」の担い手たりうるか』筑波書房
- 村田武 (2021) 『農民家族経営と「将来性のある農業」』筑波書房

(かわらばやし たかゆき)

(むらた たけし)





2019年度における農協の経営動向

主席研究員 尾高恵美

はじめに

本稿では、2019事業年度（以下「年度」という）における総合農協の経営動向について報告する。主に使用する資料は、農林水産省「総合農協統計表」（21年5月公表）の全国集計値で、集計対象は信用事業を営む総合農協（以下「農協」という）^(注1)である。19年度の集計農協数は611組合（部門別損益計算書については607組合）で、1県1農協設立などにより前年比28組合減少した。調査対象期間は、19年4月1日から20年3月31日までの間に終了した年度である。

(注1) 17年3月以降、再編強化法第42条第1項に基づいて信用事業譲渡を行い業務の代理を行う農協は、調査対象であるが部門別損益計算書は除く。信用事業を譲渡し信農連の代理店となった農協では、代理店の店舗や職員は、信用事業の店舗数や職員数に計上され、代理店手数料収入はその他事業収益に含まれる。また、貸借対照表と損益計算書の信用事業関連科目、貯金平均残高等の信用事業主要勘定は該当数値なしとなる（期中に譲渡した場合は、期首から譲渡までの実績が計上される）。

1 経営環境

まず、19年度の農協経営に大きな影響を与えた外部環境について整理する。集計対象の611組合のうち約半数の328組合（53.7%）

が3月決算を採用している。そこで以下の経営環境については、19年4月から20年3月の状況を中心にみていく。

(1) 経済・金融

——大規模な金融緩和が継続——

経済については、人口の減少と少子高齢化により、生産年齢人口（15～64歳人口）は引き続き減少し、労働市場はひっ迫した。19年度平均の有効求人倍率（パートタイムを含む一般）は1.55倍となり、17年度の1.54倍、18年度の1.62倍に続いて3年連続で1.5倍以上の高水準となった（厚生労働省「一般職業紹介状況〔職業安定業務統計〕」）。人手不足感が強まり、農協の職員採用や農業者の設備投資にも影響を与えた。

また、19年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられた。住宅の新設着工戸数に関して、持ち家や分譲住宅では、年度の前半に増税前の駆け込み、後半にその反動減とみられる動きがあった。一方貸家の着工戸数は、14年の消費税増税や15年の改正相続税法が適用される以前に大幅に増加したこともあり、今回は増税前の駆け込み着工の動きはみられず前年比△14.2%と大きく落ち込んだ。この結果、19年度の新設住宅着工戸数は前年比7.3%減少し、88.4万

戸となった。

金融について、日銀は16年からの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、19年度平均の国内銀行の貸出金利（ストック、総合）は前年度より0.041ポイント低下の0.871%となり、過去最低を更新した。

新型コロナウイルスに関しては、20年1月に国内で初めて確認されて以降、感染者が増加し、3月から（最長5月まで）小中高校が臨時休校となるなど、影響が広がりつつあった。感染防止対策として外出や接触機会の削減が求められ、飲食店の時短営業やイベント自粛等により、農畜産物の業務用需要が大幅に減少した。農協職員の訪問活動や集合形式での組合員組織活動が制限された。

(2) 農業物価

—農業の交易条件が5年ぶりに悪化—

前述したように10月から消費税率が8%から10%に引き上げられたが、19年の農産物価格は、総合指数で前年比2.2%下落した。年次指数が前年比で下落するのは14年以来である。作物別にみると、うるち米の19年6月末の民間在庫量が前年同月比△2.2%と微減にとどまり、米価の上昇率は前年の6.4%から0.5%に低下した。野菜価格は△11.9%と大幅に下落した。生育が順調で、夏にキャベツやレタスといった葉茎菜類、秋にダイコンやニンジンといった根菜類の価格が低迷したことが響いた。さらに、茶は18年産が豊作で製茶問屋が在庫を抱えて

いたことにより（19年6月12日付日本農業新聞）、生葉、荒茶ともに価格が低迷した。一方、4月から飲用向け乳価が引き上げられたことにより、生乳価格は1.8%上昇した。

農業生産資材価格は、総合指数で1.2%上昇した。消費税増税の影響に加えて、肥料については、世界的な需要拡大により（全国農業協同組合連合会（2018））塩化カリウムの国際相場が前年を上回って推移したことを受けて、価格が3.9%上昇した。光熱動力価格は17、18年に大幅に上昇したが、原油の国際相場が下落基調で推移したため、△0.2%と小幅ながら下落した。

農業交易条件指数（農産物価格総合／農業生産資材価格総合）は、15年以降、年々改善してきたが、19年は農産物価格が下落し農業生産資材価格が上昇した結果、5年ぶりに悪化した。

自然災害では、とくに9月と10月に強い勢力の台風が複数上陸し、房総半島を含む関東を中心に広範な産地で、農産物、農業用の機械や施設が大きな被害を受けた。

以下では、労働市場のひっ迫、消費税率引上げ、大規模な金融緩和、新型コロナウイルスの感染拡大や農業物価変動の影響に注目しつつ、農協経営の動向をみていく。

2 組織基盤・設備投資の動向

次に、農協組織の基盤である組合員数、役職員数、組合員資本、および組合員が利用する事業の継続に不可欠な設備投資の動向を概観する。

(1) 組合員数と役員数

—職員確保に懸念—

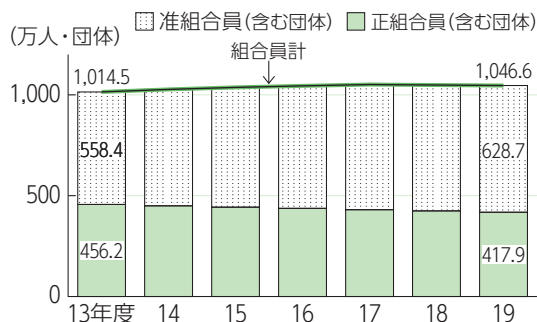
19年度の組合員数(団体を含む)は、前年比0.2%減の1,046万6千人となった(第1図)。03年度から17年度まで前年比増加が続いていたが、准組合員の増勢が弱まったことにより、2年連続で前年比減少となった。内訳をみると、正組合員数は1.6%減の417万9千人、准組合員数は0.7%増の628万7千人となり、正組合員の割合は39.9%となった。

役員数は、農協合併により減少し1万6,241人となった。認定農業者とそれに準ずる者や販売のプロなど実践的能力者を役員数の過半数とする法改正への対応は進み、役員数に占める割合は65.6%となった。女性役員は1組合当たり2.2人、役員に占める割合では8.4%となった。

正職員と臨時職員を合わせた職員数は前年比△2.4%の23万1千人となった。正職員は2.4%、臨時職員は2.5%、それぞれ減少し、全職員に占める臨時職員の割合は17.5%と横ばいで推移した。

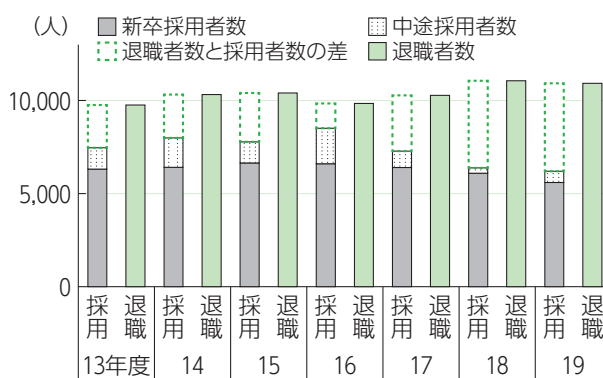
正職員数を担当別にみると、とくに(生

第1図 組合員数の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」

第2図 職員の採用者数と退職者数の推移



資料 第1図に同じ

- (注) 1 中途採用者数は、当年度の(正職員数-新卒採用者数+退職者数)-前年度の正職員数として推計した。
2 中途採用者数には、定年退職し再雇用した職員を含む。

産資材に従事していない)生活購買や共済では前年比減少数が多い一方で、管理、販売、信用の貸付専従は増加している。

全ての組合が職員の定年制を採っており、定年年齢で一旦退職した職員を再び雇用できる再雇用制度を99.2%の組合が導入している。しかし、近年、正職員については退職者数が増加する一方、採用者数は減少し、その差が拡大している(第2図)。前述したように19年度も有効求人倍率は高い水準で推移しており、人手不足により採用が困難になっている様子が見られる。

(2) 組合員資本と設備投資

—事業所減少も設備投資拡大の兆し—

19年度末の組合員資本は、6兆8,225億円で、内部留保の増加を主因に、金額にして1,275億円、率にして1.9%前年比増加した。このうち出資金(回転出資金を含む)は1兆5,708億円で、0.2%増加した。

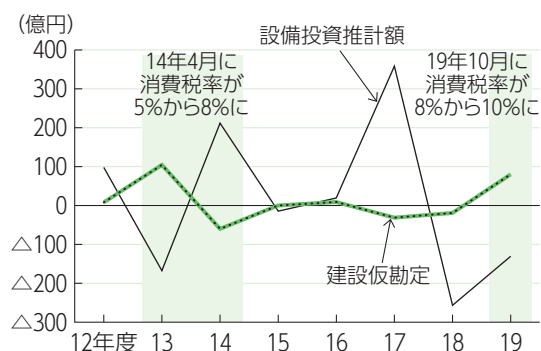
設備投資は増加の兆しがみられる。19年

度の設備投資推計額は前年比131億円減となった。一方で、設備投資の先行指標である建設仮勘定^(注2)は、前年比80億円増の177億円となり、増加額、規模ともに、前回の消費税率引上げ前の13年度以来の水準となった(第3図)。増加の背景は必ずしも明確でないが、消費税率引上げ前の駆け込みによる投資も含まれるとみられる。建設仮勘定は、翌年度以降、有形固定資産に振り替えられ、設備投資額を押し上げると予想される。

本所(本店)、支所(支店)・出張所、事業所を合計した施設数は1万5,897か所となり、前年比4.7%減少した。01年度以降の減少率をみると、06年度の△6.4%に次いで2番目に大きい。信用店舗、購買店舗や農業関連施設の統廃合を反映したものとみられる。

(注2) 建設仮勘定とは、建設中の建物等、取得予定の有形固定資産の引渡しの前に支出した金額を計上する勘定科目。完成、引渡しの後、事業に使用した時点で有形固定資産に振り替えられる。

第3図 設備投資推計額と建設仮勘定の前年比増減額の推移



資料 第1図に同じ
(注) 設備投資推計額は、減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却資産取得価額の前年比増減額。

3 主要事業の取扱高

(1) 信用事業

—貸出金が2年連続で増加—

19年度の貯金の月末平均残高(以下「平残」という)は、前年比1.3%増の104.4兆円となった(第1表)。

一方、運用についてみると、貸出金平残は0.8%増の21.8兆円となった。11~17年度は前年比減少が続いていたが、18、19年度と2年連続で前年比増加となった。地方公共団体や地方公社等向けの貸付金の減少幅縮小に加え、農協貸出金残高の一定割合を占める住宅ローンが前年比増加したことが寄与したとみられる(住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額・貸出残高の推移」)。前述したように、消費税増税に伴う駆け込み購入の反動で、新設住宅着工戸数は前年比減少した。そのような環境下での貸出金の伸長には、19年度から始まったJAバンク中期戦略で、貸出の強化を重点施策の1つに位置付けて取り組んだことが奏功したとみられる(農林中央金庫(2020))。預け金平残は1.4%増の79.6兆円、有価証券平残は前年の増加から減少に転じて1.6%減の3.9兆円となった。

この結果、貯貸率はやや低下し20.9%、貯預率はやや上昇し76.2%となった。

(2) 共済事業

—生命、建更ともに保有高減少—

19年度の長期共済保有契約高は前年比

第1表 主要事業取扱高の推移

(単位 兆円、%)

		信用事業(月末平均残高)				共済事業		
		貯金 残高	貸出金 残高	預け金 残高	有価 証券 残高	長期 共済 保有 契約高	うち 生命 総合 共済	建物 更生 共済
実 額	16年度	97.6	21.8	72.6	4.1	267.2	125.2	142.0
	17	100.6	21.6	75.7	4.0	260.0	117.8	142.2
	18	103.1	21.7	78.5	4.0	252.7	110.0	142.6
	19	104.4	21.8	79.6	3.9	245.4	103.2	142.2
増 前 年 比	16	2.5	△2.5	4.7	△3.5	△2.4	△4.8	△0.1
	17	3.0	△1.0	4.3	△2.2	△2.7	△5.9	0.1
	18	2.5	0.6	3.7	0.3	△2.8	△6.6	0.3
	19	1.3	0.8	1.4	△1.6	△2.9	△6.2	△0.3

(単位 億円、%)

		農業関連事業											生活その他事業	
		農産物 販売・ 取扱高	うち 米	野菜	生乳	茶	生産 資材 供給・ 取扱高	うち 肥料	農薬	飼料	農業 機械	燃料	生活 物資 供給・ 取扱高	うち 食料品
実 額	16年度	46,883	8,429	14,002	4,792	476	18,131	2,834	2,270	3,170	2,403	2,713	6,741	2,015
	17	46,849	8,904	13,562	4,754	500	18,302	2,693	2,225	3,185	2,384	3,067	6,800	1,957
	18	45,679	8,587	13,103	4,735	433	18,469	2,723	2,204	3,290	2,376	3,186	6,537	1,795
	19	45,251	8,545	12,602	4,975	320	18,032	2,696	2,192	3,277	2,323	2,858	5,977	1,633
増 前 年 比	16	3.4	6.5	2.3	△1.2	13.3	△4.7	△6.0	△0.5	△8.5	2.4	△8.0	△4.5	△4.9
	17	△0.1	5.6	△3.1	△0.8	5.0	0.9	△5.0	△2.0	0.5	△0.8	13.0	0.9	△2.9
	18	△2.5	△3.6	△3.4	△0.4	△13.5	0.9	1.1	△1.0	3.3	△0.4	3.9	△3.9	△8.3
	19	△0.9	△0.5	△3.8	5.1	△26.2	△2.4	△1.0	△0.6	△0.4	△2.2	△10.3	△8.6	△9.1

資料 第1図に同じ

2.9%減の245.4兆円となった。生命総合共済保有契約高は、前年比減が続いている。建物更生共済保有契約高は、17、18年度と前年比増加したが、19年度は減少に転じた。

(3) 農業関連事業

— 6次化で新型コロナの影響 —

a 販売事業

19年度の販売・取扱高は、前年比0.9%減の4兆5,251億円となった。品目別にみると、前述した価格下落の影響で、野菜が金額で502億円、率にして3.8%、茶が113億円、26.2%、それぞれ減少した。一方で、生乳は240億円、5.1%増と、4年ぶりに前年比増加

した。飲用向け乳価が引き上げられ、生乳生産量も4年ぶりに増加したことによる。

新型コロナウイルスの感染拡大により、外食産業や観光業の需要が激減し、とくに肉用牛が大きな影響を受けた。主産地の宮崎県では1月決算、鹿児島県では2月決算の組合が多く、19年度調査への影響は限定的で、肉用牛の販売・取扱高は前年比△1.4%の5,773億円となった。

米を中心に買取販売が増えている。販売・取扱高に占める買取販売額の割合は、前年比0.5ポイント上昇し5.4%となった。買取販売額の51.1%を米が占めている。米の販売・取扱高に占める買取販売額の割合は

年々上昇し14.5%となった。

b 6次産業化

農林水産省「6次産業化総合調査」において、農協は、農産加工、農産物直売所、農家レストランの調査対象となっている。19年度の農協販売額をみると、農産加工は前年比1.6%増の3,188億円、農産物直売所は0.3%増の3,618億円となったが、農家レストランは14.3%減の56億円となった。新型コロナウイルスの感染防止対策として発出された飲食店への休業や時短営業の要請により、農家レストランは落込みが大きかった一方で、家庭で調理する機会が増えた。これにより、農産物直売所は、全体としてみれば健闘したが、立地や利用者層の違いにより明暗が分かれた。都道府県を越えた移動自粛により、農村部に所在し、大消費地から訪れる利用者が多い直売所では売上げが大幅に減少したケースもあった（20年2月21日付日本農業新聞）。

農協の農産物直売所販売額の販売・取扱高に対する割合は、前年比0.1ポイント上昇して8.0%となった。

c 生産資材購買事業

19年度の実産資材供給・取扱高は、前年比2.4%減少し、1兆8,032億円となった。品目別には、前述した光熱動力価格の下落を反映して、燃料が10.3%減少した。農業機械は、全体としては2.2%減と、3年連続で前年を下回ったが、北海道では4年連続で前年比増となった。人手不足等を背景に、

北海道の農業経営体での、GPSガイダンス・自動操舵装置や搾乳ロボットなど省力的な機械を導入する動きを反映したものとみられる。

(4) 生活その他事業

—食料品供給を中心に減少—

19年度の生活物資供給・取扱高は、前年比8.6%減少し、5,977億円となった。内訳をみると、食料品の減少額が大きく、子会社化や全農等への事業移譲によって集計対象から外れたことや、生活購買店舗の統廃合が影響しているとみられる。

4 損益の動向

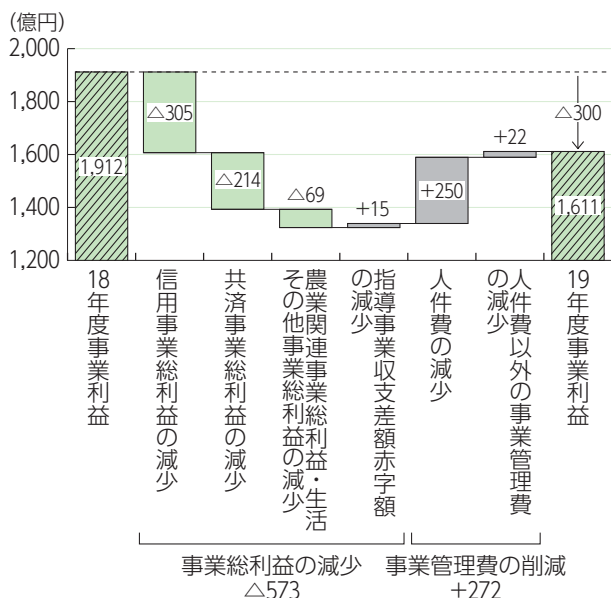
(1) 概況

—事業利益減少も税引前当期利益は増加—

19年度の事業総利益は、金額にして573億円、率にして3.2%、前年比減少し、1兆7,441億円となった^(注3)。主な要因は、信用事業総利益と共済事業総利益が減少したことである（第4図）。職員数の減少により人件費が圧縮されて事業管理費は減少したが、事業総利益の減少額がそれを上回り、事業利益は前年比15.7%減少し、1,611億円となった。事業利益の水準としては08年度と同程度である。事業管理費比率（事業総利益に対する事業管理費の割合）は90.8%で、前年比1.4ポイント上昇した。

特別損失では373億円の減損損失を計上した。信用や購買の店舗統廃合による遊休

第4図 2019年度の事業利益の前年比増減要因



資料 第1図に同じ

化の影響とみられる。減損損失は17年度から3年連続で300億円を超えたが、過去最高額となった前年に比べると225億円減少した。

税引前当期利益は5.9%増の1,972億円となった。事業利益や経常利益は前年比減少したものの、特別損失が大幅に減少したことにより、増加となった。

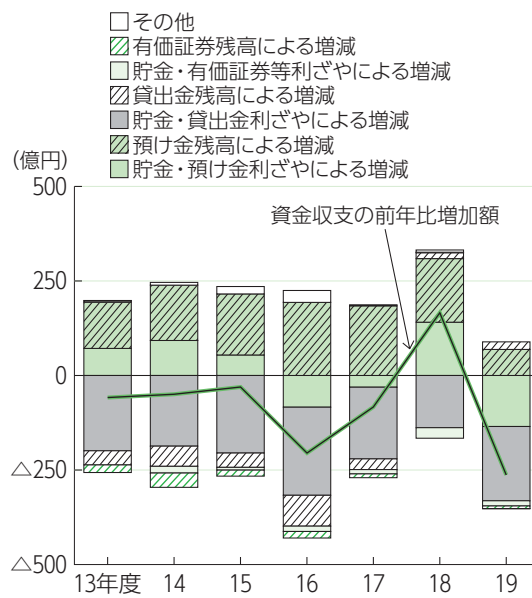
(注3) 19年度「総合農協統計表」の損益計算書の集計組合数は611組合だが、部門別損益計算書については信用事業を譲渡した組合を除く607組合となっており、数値が一致しない。このため、とくに断らない限り本節では、第1～3項は損益計算書(611組合の集計値)、第4～6項は部門別損益計算書(607組合の集計値)を使用した。

(2) 信用事業

—利ざや縮小により資金収支減少—

19年度の信用事業総利益は、金額にして305億円、率にして4.0%減少した。大宗を占める資金収支が263億円減少したことが

第5図 資金収支の前年比増減要因



資料 第1図に同じ

影響した。貯金利息を中心に資金調達費用は138億円減少したものの、資金運用収益がそれを上回って401億円減少したためである。

より詳しくみると、前述の貸出金と預け金の残高増加は資金収支の増加に寄与した。一方で、貸出金利の低迷と預け金の奨励金体系の変更により、貯金・貸出金利ざやと貯金・預け金利ざやが縮小し、資金収支を押し下げた(第5図)。

(3) 共済事業

—共済付加収入は減少—

共済事業については、前述した長期共済保有契約高の減少に伴い、19年度の共済付加収入が前年比5.7%減少したため、共済事業総利益は金額にして214億円、率にして4.6%、前年比減少した。

(4) 農業関連事業

—事業管理費比率はやや上昇—

農業関連事業総利益は、主に生産資材購買粗利益と販売手数料（買取販売粗利益を含む）で構成されている。19年度については、生産資材購買粗利益は前年比0.7%増加したものの、販売・取扱高の減少により販売手数料は1.8%減少した（611組合の集計結果）。19年度の農業関連事業総利益は4,027億円、事業管理費が4,491億円でそれを上回り、464億円の事業損失となった。農業関連事業の事業管理費比率は、前年比0.6ポイント上昇して111.5%となった。

(5) 生活その他事業

—事業管理費比率はやや改善—

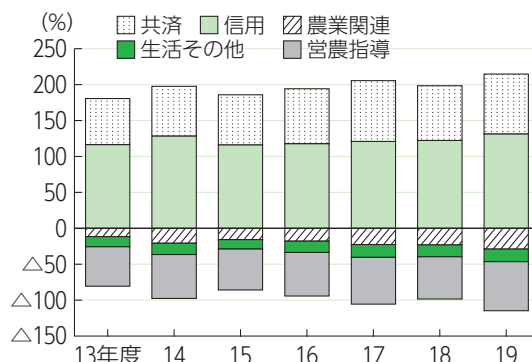
生活その他事業総利益の過半を占める生活物資購買粗利益をみると、19年度は供給・取扱高減少を主因として前年比4.7%減少した（611組合の集計結果）。19年度の生活その他事業総利益は1,804億円、事業管理費が2,091億円でそれを上回り、287億円の事業損失となった。生活その他事業の事業管理費比率は、前年比1.0ポイント改善して115.9%となった。

(6) 部門別損益

—信用・共済への依存度高まる—

参考までに、事業利益の部門別構成比をみると、農業関連事業と生活その他事業の赤字幅は拡大しており、信用事業と共済事業への依存度は高まっていることがうかがえる（第6図）。

第6図 事業利益の部門別構成比



資料 第1図に同じ
(注) 18年度までの部門別損益の集計対象は全ての調査対象組合だったが、19年度は調査対象611組合のうち607組合。

おわりに

最後に、19年度の農協経営について、環境変化の注目点を中心にまとめてみたい。

労働市場がひっ迫した影響もあり、農協職員数は減少傾向が続いている。これまで、事業総利益が右肩下がり推移するなかで、職員数の減少により人件費を抑制し、事業管理費の圧縮を通じて、事業利益を確保してきた面がある。しかし近年は、退職者数と採用者数の差が拡大しており、事業や活動の充実に必要な人材の確保が懸念される状況にある。

10月の消費税率引上げについては、新設住宅着工では前回ほどの駆け込み購入の動きはみられなかった。そのようななかで、貸付専従職員を拡充し、JAバンク中期戦略で貸出強化に取り組んだことが実り、貸出金残高は住宅ローンを中心に2年連続で前年比増となった。一方で、大規模な金融緩和政策の継続により、貯金・貸出金利ざや

は縮小し、預け金の奨励金体系の見直しも加わり、信用事業利益は減少した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食店の休業や訪日外国人の大幅減少による需要の減少で、とくに肉用牛の価格が下落した。主産地では1月決算や2月決算の組合が多いため、19年度調査への影響は限定的で、本格的な影響が出るのは20年度以降とみられる。また、感染防止対策を徹底しながら、事業推進、組合員組織活動や組合員と役職員との対話を継続するための方法が、21年度の現在も模索されている。移動制限に対しては、農産物商談のオンライン化を進めて旅費交通費の削減につなげ、また、農畜産物の業務用需要の減少に対しては、応援消費の機運を追い風にクラウドファンディングを活用して販路開拓をファンづくりにつなげる取組みもみられる。

農業関連事業と生活その他事業の赤字を信用事業と共済事業の黒字が補う構造は続いている。19年度の信用と共済の事業総利益は前年より減少したが、事業利益段階の依存度は高まった。経営の持続性を高めるため、農業関連事業と生活その他事業の赤字削減が急務となっている。

超低金利下での経営基盤強化、職員数の減少に対応した労働生産性向上という課題に加えて、20年1月以降は新型コロナウイ

ルスへの対応が加わり、農協の課題は重層化している。コロナ禍において、これらの課題を克服するため、協同組合の強みのさらなる発揮が求められている。職員の人材育成や業務のデジタル化に加え、組合員の事業や経営への一層の参画を進めることが重要となろう。

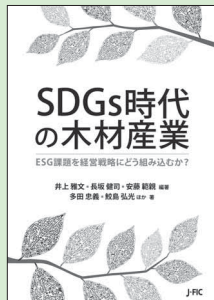
<参考文献>

- 小林俊介・鈴木雄大郎 (2019) 「『駆け込み需要』の徹底検証 (業種別・品目別)」大和総研リサーチレポート
- 齋藤周 (2014) 「相続税法改正と貸家着工—税制改正が貸家着工に与える影響試算—」『みずほリサーチ』8月号、6～7頁
- 全国農業協同組合連合会 (2018) 「平成30肥料年度春肥の肥料価格について」
- 農林中央金庫 (2020) 「JAバンク中期戦略 (2019～2021年度) における2020年度に向けた施策展開 (貸出の強化) について」『JAバンク情報』2月号
https://www.jabank.org/library/pdf/jabank_202002.pdf (2021年8月31日最終アクセス)
- 北海道農政部技術普及課 (2021) 「農業用GPSガイダンスシステム等出荷台数の推移」
- 国土交通省「住宅着工統計」
- 住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額・貸出残高の推移」
- 総務省「人口推計」
- 日本銀行「貸出約定平均金利」
- 農林水産省「牛乳乳製品統計」「総合農協統計表」「農産物価統計調査」「畜産・酪農をめぐる情勢」「米穀の取引に関する報告」「令和元年度 食料・農業・農村白書」「6次産業化総合調査」
- IMF “Primary Commodity Prices”.

(おだか めぐみ)



書籍案内



SDGs時代の木材産業 ESG課題を経営戦略にどう組み込むか？

井上雅文・長坂健司・安藤範親 編著
多田忠義・鮫島弘光ほか 著

2020年1月23日発行 A5判194頁 定価2,200円(税込) (株)日本林業調査会

本書は、木材産業がSDGsやESG課題をなぜ経営戦略に組み込む必要があるのか、どのように組み込めばよいのかを考えるために最適な一冊である。木材産業を対象をしぼり、経営戦略を検討するうえで考慮すべき国内外の現状、潜在的な優位性や経営リスクを整理し、あるべき姿の指針を提示した。さらに、SDGsやESG課題に対する個別企業・団体等の取組事例のほか、2018年4月から木材利用システム研究会で開始した研鑽会「木材産業におけるESG」の講義録も所収している。

目次

第1章 SDGsとESGの基本を理解する

- 1-1. SDGsと企業活動
- 1-2. SDGsの各ゴール
- 1-3. 社会的責任としてのESG投資
- 1-4. ESG課題への取り組み方法
- 1-5. サステナビリティ報告の開示フレームワーク

第2章 木材産業のあるべき姿と現状の理解

- 2-1. 木材産業のあるべき姿
- 2-2. 森林の機能と木材需給の現状
- 2-3. 木材産業をめぐる日本の現状
- 2-4. 日本で増加の兆しがある新たな木材需要

第3章 ESG課題解決への林業・木材産業の貢献ポテンシャル

- 3-1. 林業・木材産業がインパクトを与えるポテンシャルを持つ分野
- 3-2. 社会の持続的発展の担い手としての林業・木材産業の将来

第4章 他社の取り組み事例を知る

第5章 SDGsおよびESG課題にどう取り組むか？

- 5-1. SDGsおよびESG課題の解決による「価値創造」
- 5-2. SDGsと各事業の紐づけ
- 5-3. 事業棚卸の実際
- 5-4. 今後の課題

補論 研鑽会「木材産業におけるESG」講義録

購入申込先…………… (株)日本林業調査会 TEL 03-6457-8381
問合せ先…………… (株)農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7729

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
T E L 03 (6362) 7752
F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2016. 7	61,050,075	2,896,379	28,886,283	21,619,836	53,150,884	12,812,756	5,249,261	92,832,737
2017. 7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
2018. 7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
2019. 7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584
2020. 7	65,057,441	642,687	33,399,548	19,036,661	48,201,969	18,533,255	13,327,791	99,099,676
2021. 2	64,824,691	371,494	32,551,595	15,745,313	47,112,981	20,491,976	14,397,510	97,747,780
3	65,220,039	361,479	36,122,013	19,206,205	48,423,796	20,182,247	13,891,283	101,703,531
4	65,546,446	351,460	32,574,392	18,579,999	45,142,127	20,000,439	14,749,733	98,472,298
5	64,924,299	341,457	32,494,611	16,608,255	44,490,977	20,564,723	16,096,412	97,760,367
6	65,132,310	331,439	33,972,801	19,886,160	44,970,885	19,980,268	14,599,237	99,436,550
7	64,866,657	321,427	32,454,579	17,442,190	43,685,430	20,399,796	16,115,247	97,642,663

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2021年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,205,781	-	2,503,000	482	5,180	-	56,714,443
水産団体	1,964,669	447	151,712	-	39	-	2,116,867
森林団体	2,045	-	4,434	4	246	-	6,729
その他会員	1,599	-	16,948	18	-	-	18,565
会員計	56,174,093	447	2,676,094	504	5,465	-	58,856,604
会員以外の者計	802,192	14,125	637,728	116,066	4,437,082	2,861	6,010,053
合計	56,976,285	14,572	3,313,822	116,570	4,442,547	2,861	64,866,657

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 387,473百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2021年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	1,871,942	17,485	76,219	-	1,965,646
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	65,590	18,264	7,328	-	91,182
	森林団体	1,745	1,278	2,244	4	5,271
	その他会員	900	510	320	-	1,730
	会員小計	1,940,177	37,537	86,111	4	2,063,828
	その他系統団体等小計	180,770	7,693	52,878	-	241,341
計	2,120,947	45,230	138,989	4	2,305,169	
関連産業	5,008,651	23,628	885,961	1,675	5,919,915	
その他	12,026,381	717	147,614	-	12,174,713	
合計	19,155,979	69,575	1,172,564	1,679	20,399,797	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2021. 2	8,271,213	56,553,478	64,824,691	22,980	371,494
3	8,427,579	56,792,460	65,220,039	22,980	361,479
4	8,634,863	56,911,583	65,546,446	-	351,460
5	8,098,349	56,825,950	64,924,299	22,980	341,457
6	8,443,874	56,688,436	65,132,310	22,980	331,439
7	7,889,429	56,977,228	64,866,657	-	321,427
2020. 7	8,670,223	56,387,218	65,057,441	-	642,687

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2021. 2	51,405	15,693,907	47,112,981	10,824,263	1,988	-	77,021
3	34,397	19,171,807	48,423,796	10,112,251	2,016	-	67,684
4	39,271	18,540,727	45,142,127	10,250,222	1,502	-	67,507
5	53,371	16,554,884	44,490,977	9,798,322	1,504	-	72,678
6	34,655	19,851,505	44,970,885	10,646,470	502	-	49,802
7	39,866	17,402,323	43,685,430	10,176,175	-	-	69,575
2020. 7	28,064	19,008,597	48,201,969	11,902,699	-	-	198,846

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2021. 2	68,666,355	67,061,964	800,950	2,175,290	2,339,366
3	68,180,657	66,704,236	755,727	2,048,885	2,411,412
4	68,707,979	67,215,005	737,595	2,048,885	2,411,412
5	68,618,923	67,281,305	780,707	2,047,885	2,411,412
6	69,595,148	68,007,848	768,759	1,902,786	2,411,412
7	69,362,322	68,001,627	804,903	1,896,886	2,427,807
2020. 7	68,286,666	66,835,632	963,745	2,202,126	2,333,028

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	貯 金			計	う ち 信 用 借 入 金
	当 座 性	定 期 性	計		
2021. 1	42,378,105	64,924,288	107,302,393	712,897	634,433
2	43,215,286	64,403,794	107,619,080	716,769	639,579
3	43,249,494	63,620,467	106,869,961	717,052	636,660
4	43,935,682	63,554,109	107,489,791	719,201	638,937
5	43,581,968	63,721,497	107,303,465	737,922	657,062
6	44,495,225	64,255,860	108,751,085	725,681	646,038
2020. 6	40,752,656	65,620,960	106,373,616	719,774	635,946

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,295,791	4,040,198	27,192,626	97,747,780
-	877,743	4,040,198	31,181,092	101,703,531
-	1,408,079	4,040,198	27,126,115	98,472,298
-	1,434,974	4,040,198	26,996,459	97,760,367
-	2,176,643	4,040,198	27,732,980	99,436,550
-	2,062,882	4,040,198	26,351,499	97,642,663
-	1,959,811	4,040,198	27,399,539	99,099,676

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
18,452,533	1,960,663	1,758	20,491,976	1,710,890	12,684,633	97,747,780
18,188,452	1,924,852	1,257	20,182,247	60,890	13,828,378	101,703,531
18,078,072	1,853,493	1,366	20,000,439	2,185,637	12,562,595	98,472,298
18,633,864	1,856,936	1,243	20,564,723	1,870,000	14,224,908	97,760,367
18,687,502	1,241,436	1,527	19,980,268	2,552,120	12,046,615	99,436,550
19,155,978	1,172,563	1,678	20,399,796	4,030,000	12,085,248	97,642,663
16,475,278	1,857,605	1,525	18,533,255	373,220	12,954,571	99,099,676

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	うち金融 機関貸付金
	計	うち系統					
76,861	43,045,168	42,992,485	55,000	1,317,392	20,603,307	8,630,616	2,020,751
88,399	42,852,796	42,781,211	50,000	1,368,330	21,436,008	8,597,848	2,052,718
84,594	43,695,457	43,633,636	35,000	1,373,535	19,761,809	8,500,899	2,042,762
83,165	43,433,938	43,359,991	30,000	1,385,386	19,886,091	8,542,353	2,065,285
79,880	44,304,597	44,243,960	45,000	1,403,741	19,912,837	8,513,993	2,066,404
76,318	43,947,574	43,890,834	55,000	1,417,169	19,947,973	8,587,608	2,106,411
80,898	43,956,094	43,899,189	68,000	1,250,214	19,587,317	8,410,417	1,906,316

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		計	うち公庫 (農)貸付金	
	計	うち系統	計	うち国債			
445,769	80,846,993	80,621,460	4,704,502	1,862,559	22,253,356	130,953	581
413,516	81,034,549	80,799,746	4,779,749	1,950,553	22,334,522	131,181	578
433,617	80,522,006	80,271,825	4,741,841	1,906,482	22,382,603	133,101	576
475,290	81,126,311	80,876,341	4,763,466	1,877,531	22,438,868	132,647	563
436,681	80,690,333	80,432,638	4,812,011	1,894,510	22,635,505	132,593	563
443,979	82,076,487	81,826,987	4,808,257	1,853,627	22,720,119	132,035	563
458,111	80,711,143	80,499,994	4,311,034	1,652,863	22,095,573	143,678	585

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2021. 4	2,462,217	1,663,426	63,055	58,278	18,669	2,005,083	1,983,051	76,318	454,033	
5	2,479,732	1,684,868	66,755	58,280	18,684	2,005,935	1,982,704	77,104	464,964	
6	2,489,974	1,695,151	69,455	58,280	18,880	2,024,264	2,003,869	77,727	466,972	
7	2,490,310	1,688,744	81,455	58,285	19,286	2,035,334	2,014,469	76,782	466,871	
2020. 7	2,408,310	1,668,154	52,465	54,223	18,419	1,935,864	1,917,420	80,000	447,487	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2021. 2	766,188	410,758	74,661	50,985	99,005	5,478	782,241	774,052	-	123,635	3,829	75	
3	758,530	405,564	71,295	50,445	98,194	6,069	768,054	760,101	-	123,227	3,821	75	
4	760,800	402,785	76,667	51,319	98,238	5,656	778,018	768,419	-	124,371	3,742	75	
5	761,324	406,134	78,974	51,736	98,253	5,477	775,461	768,063	-	124,768	3,617	75	
2020. 5	744,360	405,998	77,059	53,647	98,898	5,972	742,030	734,775	-	135,203	4,387	75	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2018. 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	2019. 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220	
	2020. 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	

	前年同月比増減率	2020. 7	1,063,533	682,867	4,136,708	2,917,676	658,934	1,536,384	220,474
		8	1,068,989	687,476	4,147,217	2,938,073	664,227	1,551,624	222,208
		9	1,065,518	683,718	4,167,414	2,934,785	665,912	1,556,379	223,380
		10	1,072,664	686,937	4,142,070	2,953,071	670,519	1,562,778	224,208
		11	1,069,644	686,695	4,216,440	2,965,137	668,774	1,564,445	224,808
		12	1,077,741	691,629	4,154,038	3,002,622	677,508	1,579,500	226,798
		2021. 1	1,073,024	686,046	4,188,059	2,997,653	674,713	1,573,050	226,360
		2	1,076,191	686,664	4,194,305	3,022,137	677,909	1,579,887	227,599
		3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049
4		1,074,898	687,080	4,356,087	3,069,887	686,273	1,591,376	228,291	
5		1,073,035	686,189	4,378,220	3,104,047	666,310	1,588,281	228,060	
6		1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440	
7 P		1,085,706	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	...	

前年同月比増減率	2018. 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
	2019. 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	2020. 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	

	前年同月比増減率	2020. 7	1.7	1.1	10.4	7.4	7.0	6.1	5.1
		8	1.9	1.3	11.4	7.6	7.2	6.8	5.2
		9	2.1	1.4	10.6	8.1	7.8	6.9	5.5
		10	2.2	1.7	9.2	8.9	8.8	7.5	6.1
		11	2.0	1.8	10.5	8.5	8.1	7.6	6.4
		12	2.1	2.0	10.7	8.8	8.6	7.8	6.4
		2021. 1	2.4	2.0	10.0	9.7	9.4	8.3	6.7
		2	2.5	1.9	10.1	9.8	9.1	8.2	7.0
		3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8
4		2.7	2.3	7.4	9.4	8.5	8.1	7.1	
5		2.3	2.2	4.6	7.2	3.3	6.9	6.6	
6		2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2	
7 P		2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	...	

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	2020. 3	211,038	63,300	* 1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549
	2020. 7	213,166	65,041	* 2,098,824	2,261,937	510,189	761,914	122,212
	8	213,447	65,579	* 2,088,320	2,266,683	511,058	767,191	122,949
	9	213,482	64,908	* 2,082,800	2,268,279	511,950	773,323	123,734
	10	214,012	66,087	* 2,070,303	2,274,724	513,514	775,669	123,998
	11	214,246	65,961	* 2,086,576	2,271,066	514,894	775,057	124,107
	12	214,241	66,177	* 2,066,249	2,282,665	519,384	782,032	124,892
	2021. 1	214,462	66,140	* 2,061,036	2,286,567	519,213	780,036	124,939
	2	215,180	66,099	* 2,069,286	2,292,344	520,375	780,880	125,475
	3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299
4	216,447	64,581	2,059,138	2,296,058	524,412	784,845	126,176	
5	218,405	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	126,436	
6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588	
7 P	220,850	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	...	
前 同 月 比 増 減 率	2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	2020. 3	1.8	5.9	* 1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2
	2020. 7	1.8	9.0	* 9.5	5.7	7.1	6.8	6.4
	8	1.7	8.4	* 9.3	5.6	7.0	7.2	6.5
	9	1.7	7.1	* 8.1	5.4	6.8	7.4	6.5
	10	1.9	7.2	* 8.1	5.6	7.4	8.2	6.9
	11	1.8	6.5	* 8.5	5.1	7.1	7.8	6.6
	12	2.2	5.7	* 6.8	5.0	6.8	7.9	6.4
	2021. 1	2.4	5.6	* 6.6	5.1	7.2	8.5	6.8
	2	2.5	5.4	* 7.1	5.1	7.1	8.3	6.9
	3	2.3	3.4	* 5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
4	2.6	2.1	* 1.1	4.1	6.7	7.7	6.5	
5	2.8	1.3	* △2.1	3.4	2.5	6.1	5.5	
6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5	
7 P	3.6	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	...	

(注) 1 表9 注1、注2に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。
 5 元データが改定されたことにより、都市銀行の貸出残高を2019年4月から2021年2月まで遡及改定した。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



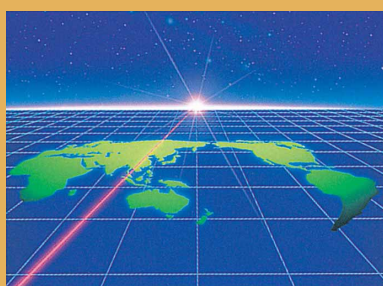
「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「[詳細情報を見る]」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021年10月号第74巻第10号〈通巻908号〉10月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社